

兵庫県ギャンブル等依存症対策推進計画

令和3年4月

兵庫県

【目次】

第1章 ギャンブル等依存症対策推進計画及びその対策の基本的な考え方

1 兵庫県ギャンブル等依存症対策推進計画の基本的な考え方

(1) 計画の趣旨	1
(2) 位置づけ	1
(3) 対象期間	1
(4) 目標	1
(5) 推進体制	2

2 兵庫県ギャンブル等依存症対策の基本的な考え方

(1) ギャンブル等依存症とは	3
(2) ギャンブル等依存症対策の対象	4
(3) ギャンブル等依存症対策の基本理念	4
(4) 基本的な考え方	5

3 兵庫県ギャンブル等依存症対策推進計画の特色

兵庫県ギャンブル等依存症対策推進計画の特色	7
-----------------------	---

4 現状と課題

(1) ギャンブル等依存症問題の現状	8
(2) これまでの兵庫県の取組状況	11
(3) ギャンブル等依存症問題の課題	12

第2章 ギャンブル等依存症対策の県・自助グループ・民間団体等で連携する取組

★ 各段階での現状・課題・対策（取組）概要	13
1 県の予防教育・普及	14
(1) 依存症の理解を深めるための普及啓発	14
(2) 青少年等に対する普及啓発	15
(3) 学校教育における指導の充実	16

2	ギャンブル等の制限の方策	17
(1)	未成年者への対応	17
(2)	関係事業者との連携	18
(3)	違法なギャンブル等の取締り	19
3	支援の充実	20
(1)	相談支援	20
(2)	家族への支援	21
(3)	早期発見・早期介入による適切な支援	22
(4)	治療支援	23
(5)	人材の確保	25
(6)	自助グループ・民間団体への支援	26
4	社会復帰支援	28
(1)	生活困窮者への支援	28
(2)	多重債務問題（重症者）等への取組	29

第3章 ギャンブル等依存症対策の関係事業者の取組

★	各段階での現状・課題・対策（取組）概要	31
1	日本中央競馬会阪神競馬場における取組について	32
(1)	日本中央競馬会阪神競馬場における広告・宣伝の在り方	32
(2)	日本中央競馬会阪神競馬場におけるアクセス制限等	33
(3)	日本中央競馬会阪神競馬場における相談・治療の取組	34
(4)	日本中央競馬会阪神競馬場における依存症対策の体制整備	35
2	兵庫県競馬組合における取組について	36
(1)	兵庫県競馬組合における広告・宣伝の在り方	36
(2)	兵庫県競馬組合におけるアクセス制限等	37
(3)	兵庫県競馬組合における相談体制	39
(4)	兵庫県競馬組合における依存症対策の体制整備	40
3	尼崎市モーターボート競走場における取組について	41
(1)	モーターボート競走場における広告・宣伝の在り方や 依存症対策の推進	41
(2)	モーターボート競走におけるアクセス制限等	42

(3)	モーターボート競走における相談・治療の取組	45
(4)	モーターボート競走における依存症対策の体制整備	46
4	兵庫県遊技業協同組合における取組について	48
(1)	兵庫県遊技業協同組合における広告・宣伝の在り方	48
(2)	兵庫県遊技業協同組合におけるアクセス制限等	49
(3)	兵庫県遊技業協同組合における施設内の取組	51
(4)	兵庫県遊技業協同組合における相談・治療の取組	53
(5)	兵庫県遊技業協同組合における依存症対策の体制整備	55
5	その他の取組について	57
(1)	競輪	57
(2)	オートレース	57
(3)	違法な賭博	58
(4)	IR（カジノを含む統合リゾート）	58

第4章 今後の重点的な取組

1	ギャンブル等依存症に対する正しい理解の促進	60
2	地域支援ネットワークの構築	60
3	ギャンブル等依存症問題の実態把握	60
●	ギャンブル等依存症関係相談窓口	61
●	用語集	67
●	参考資料	78
	ギャンブル等依存症対策基本法	75
	兵庫県ギャンブル等依存症対策推進計画(仮称)検討委員会	83
●	ギャンブル等依存症対策 地域支援ネットワーク イメージ図	

本文中「*」のある用語は、P 67の用語集で解説しています。

第1章 ギャンブル等依存症対策推進計画及びその対策の基本的な考え方

1 兵庫県ギャンブル等依存症対策推進計画の基本的な考え方

(1) 計画の趣旨

ギャンブル等依存症*は、①早期の支援や適切な治療によって回復が十分可能であるにも関わらず、「否認の病」と言われるように本人が問題のあることや病気であることを認めないこと、②医療機関及び相談支援など必要な支援につなげる関係機関の連携体制が乏しかったり、③治療を行っている医療機関や相談支援機関、自助グループ・民間団体*等の支援に関する情報が得にくかったりするなどの理由により、本人とその家族が必要な治療及び支援に結びつき難い現状があります。

また、行政職員のほか、医療、福祉、法律等の各分野の専門家も含めて、一般的に意思の問題、自己責任で解決すべき問題であるとの考え方から、支援につながり難い現状もあります。

こうしたことから、ギャンブル等依存症に対する正しい理解の促進、関係機関の連携体制の構築を進め、県民の健全な生活の確保を図るとともに、安心して暮らすことのできる社会の実現を目指し、兵庫県ギャンブル等依存症対策推進計画を策定します。

(2) 位置づけ

ギャンブル等依存症対策基本法（平成30年法律第74号）（以下、「基本法」という。）第13条に基づき、県の実情に即したギャンブル等依存症対策を推進するために策定するものです。

また、「兵庫県保健医療計画」、「兵庫県健康づくり推進実施計画」、「兵庫県自殺対策計画」及び「アルコール健康障害対策推進計画」と連携し、調和が保たれた計画とします。

(3) 対象期間

3箇年計画とし、情報収集、実態把握（国が実施する実態調査等）に努め、少なくとも3年ごとに基本計画に検討を加え、見直しをします。

基本的には、令和3年度から令和5年度までの概ね3年間を、対象期間と想定しています。

(4) 目 標

ギャンブル等にのめり込むことにより、本人及びその家族の日常生活や社会生活に支障を生じさせるのみならず、多重債務や犯罪等の重大な社会問題を生じさせる場合があります。

こうしたギャンブル等依存症を起因とする問題等が発生しないよう、

「ギャンブル等依存症で苦しむことのない、安心できる社会の実現」

を目指します。

(5) 推進体制

ギャンブル等依存症が、多重債務、貧困、虐待、自殺、犯罪等の問題に密接に関連することに鑑み、企画県民部、健康福祉部、精神保健福祉センター、健康福祉事務所、消費生活総合センター、警察本部、教育委員会その他の関係機関、民間団体等との、相互に連携・協力しながら総合的にギャンブル等依存症対策に関連する取組を進めていくことが重要です。

このため、これらの関係機関連携協力体制の整備を図り、必要な施策を推進していくこととします。

① 「ギャンブル等依存症対策推進庁内連絡会議」

ギャンブル等依存症対策の推進にあたっては、関連施策との有機的な連携を図れるよう庁内関係部局・関係機関との連絡・調整等を行い、ギャンブル等依存症対策の現状・課題を検討し、施策推進に向けた協議を進めます。

② 「ギャンブル等依存症対策推進関係機関連携会議」

本計画の取組み状況、成果を検証し、新たな課題整理や、ギャンブル等依存症対策の総合的な推進及び評価をするため、当事者、関係事業者との連携を強化することを目的に、「ギャンブル等依存症対策推進関係機関連携会議」を設置します。

2 兵庫県ギャンブル等依存症対策の基本的な考え方

(1) ギャンブル等依存症とは

肺に炎症があるから「肺炎」、骨が折れているから「骨折」というように病気にかかったり、怪我をした場合には、本人が感じられる症状によって病気や怪我の有無を判断することができます。

しかし、精神疾患は、内科や外科のように病気や怪我の有無を明確に線引きすることが難しい場合もあります。「依存症」は、精神疾患、心の病です。特に、「ギャンブル依存症」は、アルコールや薬物依存と違って肝臓や末梢神経が壊れるなど「身体症状」が現われにくいいため、外見からは気づかれにくいということがあります。

公益社団法人ギャンブル依存症問題を考える会で開発された「LOST」と呼ばれるギャンブル依存症自己診断ツールがあります。

ギャンブル依存症自己診断ツール『LOST』

Limitless

ギャンブルをするときには予算や時間の制限を決めない、決めても守れない

Once again

ギャンブルに勝ったときに『次のギャンブルに使おう』と考える

Secret

ギャンブルをしたことを誰かに隠す

Take money back

ギャンブルに負けたときにすぐに取り返したいと思う

◆共同研究者

- ・公益社団法人ギャンブル依存症問題を考える会 田中紀子
- ・国立研究開発法人国立精神・神経医療研究センター精神保健研究所
薬物依存研究部長/病院 薬物依存症センター センター長 松本俊彦
- ・筑波大学医学医療系 社会精神保健学 准教授 森田展彰
- ・株式会社NTTデータ ITサービス・ペイメント事業本部
ライフデジタル事業部 木村智和

直近1年間のギャンブル経験にあてはめて、二つ以上に「はい。」と答えたらギャンブル依存症の危険度が高いと診断できます。

(2) ギャンブル等依存症対策の対象

基本法第2条では、ギャンブル等依存症を「ギャンブル等(法律の定めるところにより行われる公営競技、ぱちんこ屋に係る遊技その他の射幸行為*をいう。)にのめり込むことにより日常生活又は社会生活に支障が生じている状態」と定義しています。

依存症とは、止めたくても止められない状態に陥ることであり、代表的なものにアルコール・薬物・ギャンブル等、特定の物質への依存や行為・課程に依存するものがあります。

科学的疾患概念によれば、依存症とは反復する快感刺激が年余にわたる長期間、続くことにより脳内報酬回路が不可逆的に変化する慢性の再発性の疾患です。

行動嗜癖*であるギャンブル障害の診療は薬物依存の知見を元に行われます。薬物依存、行動嗜癖において薬物治療の効果は限定的であり、うつ病や不安障害等の併存精神疾患に対しては薬物治療を用いるが、心理社会的治療が主体となります。

心理社会的治療により回復が見込めますが、回復してもコントロール障害*が残るため、再度ギャンブル等にのめり込むリスクが高いことに留意した対応が必要です。

本推進計画の「第2章 ギャンブル等依存症対策の県・自助グループ・民間団体等で連携する取組」に掲げる「1 県の予防教育・普及」、「2 ギャンブル等の制限の方策」、「3 支援の充実」、「4 社会復帰支援」は、その性質上、ギャンブル等の種類を問わず、取り組むべき施策です。

また、第3章に掲げる「ギャンブル等依存症対策の関係事業者の取組」では、競馬などの公営競技やぱちんこ等の実施に係る事業者を「関係事業者」として、その取組を対象としています。ただし、この対象については、今後、国において実施される実態調査等を踏まえ、必要な見直しが行われ得るものであります。

(3) ギャンブル等依存症対策の基本理念

- ① ギャンブル等依存症の発症、進行及び再発の各段階に応じた適切な措置と関係者の円滑な日常生活及び社会生活への支援

ギャンブル等依存症対策においては、ギャンブル等依存症の予防、発症、進行及び再発の各段階に応じた防止及び回復のための対策を適切に講ずるとともに、ギャンブル等依存症である者等及びその家族が日常生活及び社会生活を円滑に営むことができるように支援します。

- ② 多重債務、貧困、虐待、自殺、犯罪等の関連問題に関する施策との有機的な連携への配慮

ギャンブル等依存症対策を講じるには、ギャンブル等依存症が多重債務、貧困、虐待、自殺、犯罪等の問題に密接に関連することに鑑み、ギャンブル等依存症に関連して生じるこれからの問題の根本的な解決に資するため、これらの問題に関する施策との有機的な連携が図れるよう配慮が必要です。

- ③ 健康福祉施策にかかる各種計画との有機的な連携への配慮

県のギャンブル等依存症対策推進計画に基づく施策を展開する場合、兵庫県保健医療計画、兵庫県健康づくり推進実施計画、兵庫県自殺対策計画及び兵庫県アルコール健康障害対策推進計画と有機的な連携を図ることとし、各施策と調和が保たれたものとしします。

(4) 基本的な考え方

ギャンブル等依存症対策を実効性のあるものするため、依存症患者やその家族等へ切れ目のない支援を継続し、地域支援ネットワークの強化・拡充を図り、予防・発症・進行・再発の各段階に応じた防止・回復のための対策について総合的・継続的な取り組みを推進するため、以下の3項目を基本的な考え方としします。

① PDCA サイクルによる計画的な不断の取組の推進

ギャンブル等依存症対策の目標は、ギャンブル等依存症により不幸な状況に陥る人をなくし、健全な社会を構築することであり、対策の実効性を最大限に確保するためには、徹底したPDCA サイクル（計画 Plan→実行 Do→評価 Check→改善 Action の繰り返しで持続的な改善を図ること）により計画的な取組を推進することが重要です。

このため、基本計画に定める施策の目標については、適時に、その達成状況を調査し、基本計画の進捗状況を把握して対策の効果の評価を行うとともに、これらの効果の評価を踏まえて、依存症対策の対象も含めた基本計画の必要な見直しを不断に行うこととしします。

② 多機関の連携・協力による総合的な取組の推進

ギャンブル等依存症が、多重債務、貧困、虐待、自殺、犯罪等の問題に密接に関連することに鑑み、医療機関、精神保健福祉センター、保健所、

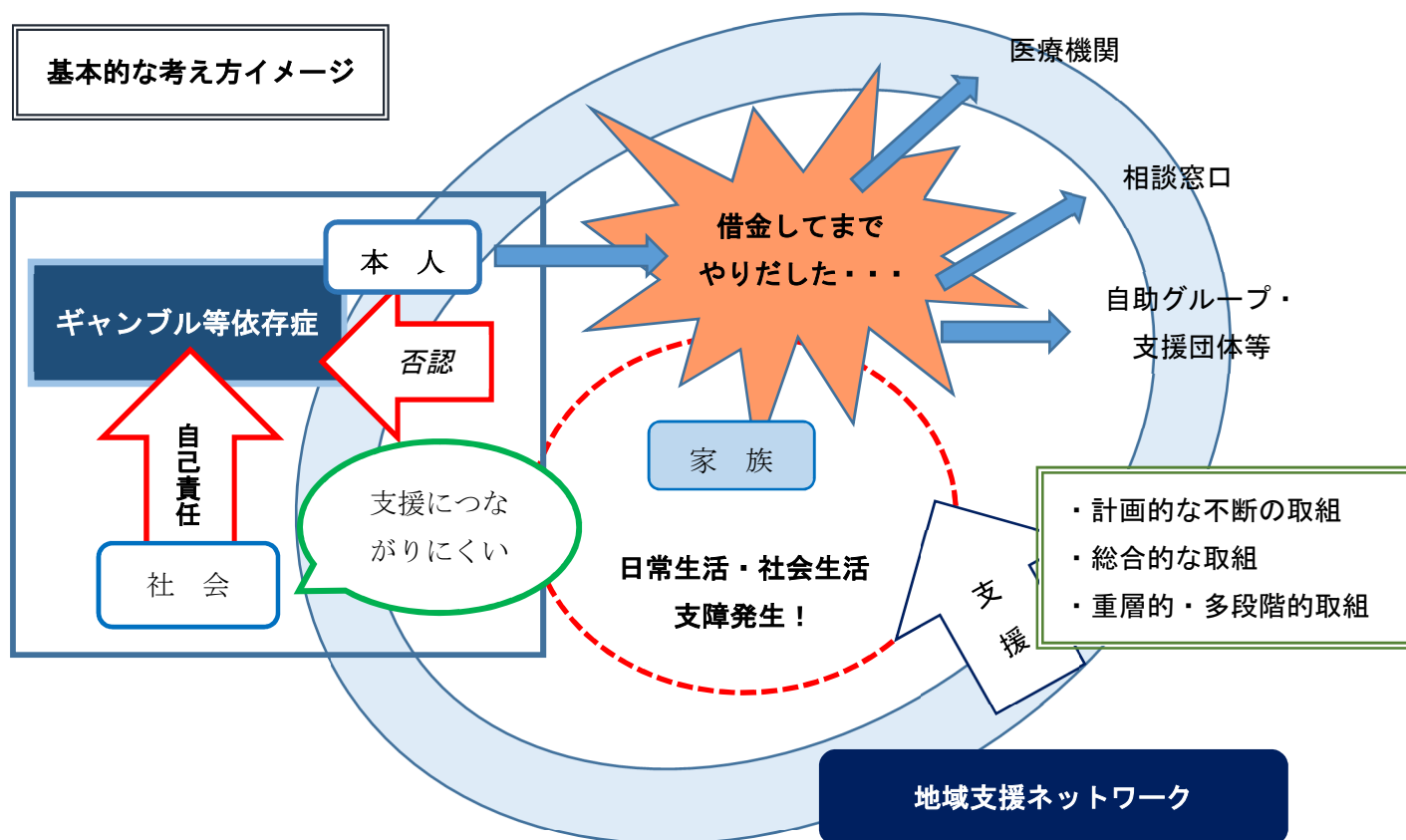
消費生活センター、弁護士会、司法書士会、法テラス（日本司法支援センター）その他の関係機関、民間団体等は、相互に連携・協力しながら総合的にギャンブル等依存症対策に関連する取組を進めていくことが重要です。

このため、基本計画においては、これらの連携協力体制の整備を図るために必要な対策を講じることとします。

③ 重層的かつ多段階的な取組の推進

ギャンブル等依存症対策については、ギャンブル等依存症の予防、発症、進行及び再発の各段階に応じた防止及び回復のための措置を適切に講ずる必要があります。重層的かつ多段階的な取組を推進していくことが重要です。

このため、基本計画においては、教育及び学習の振興並びに広報活動等を通じた知識の普及、ギャンブル等依存症の予防等に資する広告及び宣伝、入場の管理その他の関係事業者が行う事業の実施、医療提供体制の整備、相談支援等の推進、社会復帰の支援など、様々なアプローチによる取組を推進していきます。



ギャンブル等依存症に陥らないよう予防啓発に取り組む必要があるが、もし、借金をしてまでギャンブル等にのめり込む状況になった場合、早期発見し支援につなげるため、関係機関のネットワークを構築し総合的な支援する必要があります。

3 兵庫県ギャンブル等依存症対策推進計画の特色

(1) ギャンブル等依存症は、「否認の病」と言われており、本人及び社会に「病気」であることの認識が乏しく、広く周知することを対策の第一歩としました。

→ 行政関係者、医療関係者、福祉関係者、法律家等であっても、ギャンブル依存は、「個人の嗜好」や「自己責任の問題」と認識している者が多い

(2) ギャンブル依存症は、本人が問題や病気であることを認めないまま進行し、再発する恐れもあることから、「予防」～「発症」～「進行」～「再発」の各段階で対策を実施するシームレス*な支援体制を整えることを重視しました。

→ 県計画は、「予防」からを一連の対策として実施。国計画では、「発症」、「進行」、「再発」の段階で実施

(3) 目標として「ギャンブル等依存症で苦しむことのない安心できる社会の実現」を掲げ、県及び関係機関が実施する具体的な取り組みを取りまとめました。

→ 厚生労働省や消費者庁によるギャンブル等の実態調査が未実施の現段階においては、数値目標値を定めることは困難

(4) 「借金をしてまでギャンブルをする(したい)」は、依存症に陥る強い兆候であり、このタイミングで支援につなげることが重要としました。

→ 競馬場やパチンコ店等に、ひょうご・こうべ依存症対策センターのチラシや家族会主催の相談会の募集チラシやポスターを設置するなどの「真」の連携を実施

(5) 県内の公営競技やぱちんこ等の実施にかかる事業者(関係事業者)の取組も記載し、より実効性のある計画としました。

→ ギャンブル等を主催する側との連携・協力を進めることで、効果的な対策の実施が可能

4 現状と課題

(1) ギャンブル等依存症問題の現状

基本法は、ギャンブル等依存症にとどまらず、これに関連して生ずる多重債務、貧困、虐待、自殺、犯罪等の問題を広くギャンブル等依存症問題と捉え、その対策を推進することとしています。

現時点で定量的に把握しているギャンブル等依存症問題の状況は、次のとおりですが、その把握状況は必ずしも十分ではありません。このため、国において、ギャンブル等依存症問題の実態把握のための調査は、重要な課題とされています。

県においても国の実態調査の結果に合わせて、具体的な数値把握のうえ、実効性のある計画策定の見直しを図ります。

また、新たに新型コロナウイルス感染症がギャンブル等依存症への影響が危惧されています。感染拡大防止の観点から、在宅時間が長くなることで、電話投票やインターネットでの投票の機会が増加したり、給付金等の臨時的な収入を得ることでギャンブル等を再開する危険性などがリスクが高まることが考えられます。また、ギャンブラーズ・アノニマス*やギャンノン*など自助グループのミーティングの開催が困難となり、不安感等の高まりからギャンブル等を再開してしまう可能性もあります。こうした新型コロナウイルス感染症のギャンブル等依存症への影響や課題を把握し、今後の取組みに反映する必要があります。

【全国の状況】

① ギャンブル等依存の状況

平成28年度から平成30年度までの3か年の調査研究の中で、平成29年度、国立研究開発法人日本医療研究開発機構*（以下「AMED」という。）は、国内のギャンブル等依存についての疫学調査*を行いました。

同調査では、調査対象者の過去1年以内のギャンブル等の経験の評価結果から、「ギャンブル等依存が疑われる者」の割合を、成人の0.8%と推計しています。また、このうち、最もよくお金を使ったギャンブル等は、ぱちんこ・パチスロが最多でした。

② ギャンブル等依存症患者数の推移（NDB）

	平成26年度		平成27年度		平成28年度		平成29年度	
		対前年比		対前年比		対前年比		対前年比
外来患者数	2,019	—	2,652	131.4%	2,929	110.4%	3,499	119.5%
入院患者数	205	—	243	118.5%	261	107.4%	280	107.3%

*外来：1回以上、精神科を受診した者の数

*入院：ギャンブル等依存症を理由に精神病床に入院している者の数

③ その他のギャンブル等依存症問題の状況

ギャンブル等依存症に関連して生じている問題の状況は、次のとおりです。

ア 平成 29 年度に精神保健福祉センターや保健所に寄せられたギャンブル等に関する相談件数は、4,843 件（精神保健福祉センター3,370 件、保健所 1,473 件）でした（厚生労働省調査による。）。

イ 平成 29 年度に PIO-NET（全国消費生活情報ネットワークシステム）に登録された借金の問題に関連すると思われる消費生活相談のうち、ギャンブル等に関連すると思われるものの件数は、2 万 6,387 件中、535 件であった（消費者庁調査による。）。

ウ 平成 29 年に財務省財務局・財務支局（以下「財務局等」という。）に寄せられた「多重債務」に関する相談中、相談者の借金をしたきっかけが「ギャンブル等」とであると判明したものは、5,299 件中 323 件、同様に地方公共団体に寄せられた相談については、2 万 9,861 件中 828 件でした（金融庁調査による。）。

エ 平成 29 年の刑法犯の総検挙件数 31 万 6,412 件（交通業過及び解決事件を除く。）中、主たる被疑者の犯行の動機・原因がばちんこ又はギャンブルをすることへの欲求であるものの件数の合計は、2,570 件でした（警察庁「平成 29 年の犯罪」による。）。

オ 平成 29 年においては、保護観察対象者のうち、「ギャンブル等依存対象者」類型に認定された者の数は、2 万 8,035 名中、1,296 名でした（法務省調査による。）。

【兵庫県の状況】

① 「ギャンブル等依存が疑われる者」の推計

平成 29 年度、AMED が行った同調査では、「ギャンブル等依存が疑われる者」の割合を、成人の 0.8%と推計しています。これを兵庫県にあてはめると、平成 27 年 10 月 1 日現在で成人人口が、4,490,953 人なので、

○ $4,490,953 \text{ 人} \times 0.8\% = 35,927 \text{ 人}$ と推計されます。

② ギャンブル等依存症患者数の推移（NDB）

	平成 26 年度		平成 27 年度		平成 28 年度		平成 29 年度	
		対前年比		対前年比		対前年比		対前年比
外来患者数	67	—	89	132.8%	128	143.8%	150	117.2%
入院患者数	0-9	—	0-9	—	0-9	—	0-9	—

*外来：1 回以上、精神科を受診した者の数

*入院：ギャンブル等依存症を理由に精神病床に入院している者の数

0-9 は、10 未満の患者数

② 兵庫県公営競技の立地

公営競技		施行者
競馬	阪神競馬場 (JRA)	JRA 日本中央競馬会
	園田競馬場 (兵庫県競馬組合)	兵庫県、尼崎市、姫路市
	姫路競馬場 (兵庫県競馬組合)	兵庫県、尼崎市、姫路市
モーターボート競走	尼崎競艇場	尼崎市、伊丹市

③ 遊技場店舗数、遊技台数 (平成 30 年度)

店舗数	機会設置台数		
	ぱちんこ遊技機	回胴式遊技機 (パチスロ)	合計
408	94,768	65,469	160,237

市町郡別店舗数等一覧 (令和 2 年 9 月時点)

市町郡名	店舗数	市町郡名	店舗数	市町郡名	店舗数
神戸市	111	小野市	5	赤穂市	4
尼崎市	40	加東市	2	佐用町	2
西宮市	22	加西市	1	宍粟市	5
伊丹市	9	西脇市	5	福崎町	2
川西市	12	加古川市	22	朝来市	2
宝塚市	9	高砂市	6	養父市	1
三田市	5	姫路市	44	豊岡市	9
丹波篠山市	2	たつの市	5	香美町	1
丹波市	5	揖保郡	3	洲本市	4
明石市	18	相生市	1	淡路市	5
三木市	7	上郡町	1	南あわじ市	3
合 計					373

兵庫県内遊技機等設置台数	
ぱちんこ遊技機	85,504台
回胴式遊技機(パチスロ)	61,715台

④ 保健所及び市町が実施した精神保健福祉相談の被指導

年 度	実人員	延人員			
		総数	アルコール	薬 物	ギャンブル
29	11,563	29,312	749	73	32
30	12,032	33,217	970	89	45

⑤ 県精神保健福祉センター相談状況（来所）

年 度	アルコール		薬物		ギャンブル		その他(ゲーム・ネット含む)		合計
		割合		割合		割合		割合	
30	44	16.4%	128	47.6%	61	22.7%	36	13.4%	269
R1	43	17.8%	149	61.8%	19	7.9%	30	12.4%	241

⑥ 県精神保健福祉センター相談状況（電話）

年 度	アルコール		薬物		ギャンブル		その他(ゲーム・ネット含む)		合計
		割合		割合		割合		割合	
30	100	26.2%	37	9.7%	141	36.9%	104	27.2%	382
R1	87	23.4%	56	15.0%	114	30.6%	115	30.9%	372

⑦ ひょうご・こうべ依存症対策センター相談状況

年 度	アルコール		薬物		ギャンブル		その他(ゲーム・ネット含む)		合計
		割合		割合		割合		割合	
30	86	25.1%	33	9.6%	129	37.7%	94	27.5%	342
R1	76	22.6%	43	12.8%	111	33.0%	106	31.5%	336

令和元年度のギャンブル依存症関係の相談を見ると、111件のうち、本人からの相談が22件（19.1%）でその内容は、「止めたくても止められないで困っている」が多くを占めています。

本人以外では、その家族からの相談でそのほとんどが、夫、息子の借金問題に起因したものでした。

(2) これまでの兵庫県の取組状況

本県では、依存症対策の相談拠点として、神戸市と共同で、平成30年1月、県精神保健福祉センター内に「ひょうご・こうべ依存症対策センター」を開設しました。同センターでは、アルコール、薬物、ギャンブル等の依存症に対する相談に応じるとともに、依存症患者及びその家族等に対する包括的な支援を提供しています。

★「ひょうご・こうべ依存症対策センター(県精神保健福祉センター)」の取り組み

○ 医師相談の実施

依存症に対して医学的な見地からの相談に対応するため、専門医師による医療相談を実施します。ひょうご・こうべ依存症対策センターは、医療相談を実施した医師と連携を図り、必要に応じて、自助グループ等との情報共有など緊密な連携を図るものとします。

○ 地域生活支援者への研修の実施

依存症患者の早期発見、早期介入を可能とするため、地域で住民の生活支援に従事する職員を対象とする研修を実施します。

○ 家族教室の実施

依存症患者の家族に対し、専門医師や弁護士、自助グループ等を講師とする学習会、依存症患者への対処法を学ぶ教育プログラム等を実施します。

(3) ギャンブル等依存症問題の課題

- ① ギャンブル等にのめり込んだ者に対し、自己責任であるとの認識が根強いこと、「否認の病」と言われるように本人が問題や病気を認めないことからギャンブル等依存症者は支援につながりにくいことです。
- ② ギャンブル等依存症は、多重債務、貧困、虐待、自殺、犯罪等のそれに関連して生じる問題が広く存在するが、その対策を講じるための関係機関の連携体制の構築が必要です。
- ③ 国の策定した基本計画においても、今後、実態把握に努めることが記載されているように、その実態把握が必ずしも十分ではないため、国の実態調査を参考にするとともに、県内の状況について実態把握に努める必要があります。

第2章 ギャンブル等依存症対策の県・自助グループ・民間団体 等で連携する取組

★各段階での現状・課題・対策（取組）概要

区分	現 状	課 題	対策（取組）
予 防	1 予防教育・普及	知識が県民に十分に理解されていない	正しい理解の普及啓発 シンポジウム開催や相談窓口等の周知 ★兵庫県ギャンブル等依存症問題を考えるシンポジウム
		未成年者や青少年向けの啓発を国の資料を活用して周知	不断に啓発を推進するため、関係機関との連携強化
		新学習指導要領の保健体育科の指導内容に、新たに精神疾患に関して記載	教員への理解を促進するとともに、参考資料を整備
		民間団体等による啓発シンポジウムやイベント等の実施	—
		民間団体等と関係団体の連携・協力による効果的な実施	—
2 制限の方策	違法な賭博等の取締り実施	賭博事犯の発生及び巧妙化	取締り強化、違法なギャンブル等の排除
発 症 ・ 進 行	3 支援の充実	「ひょうご・こうべ依存症対策センターの設置（平成30年1月開設）	利用しやすい相談機関としての認知 チラシ、HP等を活用した認知度の向上と関係機関との連携強化
		家族等の生活に対しても多大な支障の発生	正しい知識、治療及び支援に関する情報等が得にくい
		児童虐待やDVに隠れたギャンブル等依存症問題の存在	潜在的なギャンブル等依存症者等の早期発見、適正介入のため、こども家庭センター・女性家庭センター職員への周知
		依存症専門医療機関及び依存症治療拠点機関の選定（依存症専門医療機関 6箇所 依存症治療拠点拠点機関 4箇所）	新たな機関の選定を進め、治療体制の強化を図るとともに、選定機関の県民への周知促進
		ケースワーカー（生活保護担当者）の研修への参加	相談機関や医療機関へつなぐケースワーカーの役割の重要性
		自助グループ、民間団体等のミーティングや相談会の実施	自助グループ、民間団体等との連携強化
再 発	4 社会復帰支援	生活困窮者自立支援法に基づく自立支援相談を中心に支援	生活困窮者へ適切な支援、地域の支援機関との連携
		多重債務問題（重症者）相談窓口との連携	弁護士会、司法書士会や県消費生活総合センターとの連携体制の強化
		民間団体等による情報及び必要な支援の提供	—
	民間団体等と関係団体の連携・協力による効果的な実施	—	

1 県の予防教育・普及

(1) 依存症の理解を深めるための普及啓発

【いのち対策室、精神保健福祉センター】

目指すべき姿

ギャンブル等依存症への理解を促進し、当事者やその家族等が、いつでも安心して相談できる環境づくりへ

【現 状】

ギャンブル等依存症は病気であること、誰もがなり得る可能性があること、回復が可能であることなどの正しい知識が県民に十分理解されていないため、適切な医療や支援につながりにくいという現状があります。

このような問題を解消するために、このため、以下の取組を実施しています。

- ① 「ひょうご・こうべ依存症対策センター」のポスター、チラシによる相談窓口の普及啓発を図ります。
- ② 関係機関との協力のもと依存症の理解を深める会議、研修等への参画により、依存症の正しい知識を普及啓発しています。

【課 題】

ギャンブル等依存症の正しい理解が十分浸透されていないこと等から、引き続き、ギャンブル等依存症の正しい知識や相談窓口を積極的に普及啓発する必要があります。

また、行政の窓口の紹介だけではなく、専門医療機関の情報提供、自助グループ、民間団体等の活動内容の周知など、関係機関それぞれの担う役割を把握したうえで、連携・協力する必要があります。

【対 策】

関係機関との連携により、ギャンブル等依存症の理解を深めるため**兵庫県ギャンブル等依存症問題を考えるシンポジウム**を開催し、ギャンブル等依存症を含む依存症の正しい知識や相談窓口等を積極的に普及啓発します。

また、自助グループや民間団体の活動を普及啓発することで、必要な支援につながることから、関係事業者の協力を得て、公営競技場、パチンコ店等へ「ひょうご・こうべ依存症対策センター」チラシ、自助グループや民間団体のチラシ等を配置し、相談窓口や相談会の普及啓発を図ります。

基本法で定めるギャンブル等依存症問題啓発週間（5月14日～20日）に合わせた普及啓発の取り組みの関係事業者との連携を検討します。

(2) 青少年等に対する普及啓発【消費生活課、青少年課】

目指すべき姿

青少年や若い世代にもギャンブル等依存症問題への関心と理解促進へ

【現 状】

消費者庁が公表した、多重債務者の増加抑制に資するよう、注意喚起・普及啓発用資料「ギャンブル等依存症でお困りの皆様へ」、また、青少年向けの啓発資料「のめり込み」にはくれぐれも御注意を」を活用し、周知を図ってきました。

【課 題】

未成年者や青少年向け啓発用については、今後も不断に啓発を推進する必要があるため、関係団体等への周知を継続的に進めていく必要があります。

また、国との連絡・連携を密にし、効果的な普及啓発とする必要があります。

【対 策】

① 青少年向け啓発用資料の継続的な周知

国の関係機関との連携を図り、継続的な周知を行います。

学校教育においても、消費者庁作成の啓発用資料等を活用するなど関係機関と連携しつつ、ギャンブル等依存症問題に係る知識の普及に向け、普及啓発を推進します。

② 消費者月間等と連携しての青少年向け啓発用資料の周知

消費者月間の関連行事や関係省庁等の実施する啓発イベント等において青少年向け啓発用資料を配布するなどの周知を行います。

(3) 学校教育における指導の充実【教育委員会】

目指すべき姿

教育現場における適切な指導を実施し、ギャンブル等依存症の早期発見・未然防止へ

【現 状】

学習指導要領等に記述がないギャンブル等依存症は、直接的な指導がなされていませんでしたが、平成30年3月公示の新高等学校学習指導要領（以下「新学習指導要領」という。）の保健体育科の指導内容として、新たに精神疾患を取り上げられました。新学習指導要領が令和4年度入学生より年次進行で実施されることを受け、準備を進めています。

【課 題】

現在、ギャンブル等依存症について、実際に指導を行う教員の理解が十分なされていないことや、学校において指導する上で、参考となる資料が十分に整備されていないことが課題となっています。

そのため、新学習指導要領の周知や参考資料の作成・普及等により、教員のギャンブル等依存症に対する理解を深め、学校における指導を促していくとともに、生徒が抱える問題の背景にギャンブル等依存症があるケースに遭遇した場合、適切な関係機関へつなぐなど対応する必要があります。

【対 策】

文部科学省が推進する取組に協力します。

① 新学習指導要領の実施に向けた周知

令和4年度以降の新学習指導要領の実施に向け、県内の学校体育担当指導主事等に対し、当該要領を各種研修会等で周知します。

② 教育現場と関係機関の連携構築

連携会議等を通じ、教育現場から相談窓口や医療機関などへつなげることができる連携体制づくりを進めます。

2 ギャンブル等の制限の方策

(1) 未成年者への対応【いのち対策室、関係事業者】

目指すべき姿

関係事業者との連携のもと協力体制を築き、未成年者への対応促進へ

【現 状】

公営競技については、20歳未満の者が投票券を購入すること、ぱちんこについては、18歳未満の者が利用することが禁止されています。関係事業者において、年齢確認や啓発等の取り組みにより、20歳未満の投票券の購入禁止や18歳未満の者の利用禁止を進めています。

【課 題】

関係事業者の取組において、未成年者と思われる者への声かけや年齢確認、注意喚起の実施等が行われています。今後も未成年者への対応方策を検討していく必要があります。

【対 策】

関係事業者と連携を図り、関係事業者の取組に加え、行政機関からの働きかけをどのように行い、より効果的かつ具体的な対応策があるのか検討していきます。

(2) 関係事業者との連携【いのち対策室、精神保健福祉センター、関係事業者】

目指すべき姿

新たな入場管理方法による適正かつ実効性のある
ギャンブル等への制限へ

【現 状】

競馬主催者等は、入場制限対象者の特定について、目視による確認作業の支援ツールとして、個人認証システムの導入に向けた調査を開始しています。

全国モーターボート競走施行者協議会は、関係団体と連携して、ICT 技術を活用した入場管理方法の研究を開始しています。

【課 題】

本人・家族申告によるアクセス制限は、まだまだ利用実施が低調な状況が見受けられます。行政と関係事業者の一体的な取組を進め、利用者が広がるように連携を図る必要があります。

入場制限の対象者が少ないうちは、対象者の特定ができているが、対象者が増加してきたときにいかに精度を上げる必要があります。

また、関係事業者の取り組みに対し、いかに協力していくかの方策を検討する必要があります。

【対 策】

行政として、関係事業者との定期的な連携会議を開催し、現状や実態を共有することで、その対応方策の検討を行い、実効性のあるギャンブル等への制限を適正かつ実効性のあるものとします。

特に、家族申告によるアクセス制限は、家族支援の一助となることから、精神保健福祉センターなど行政機関も協力し、家族教室等での周知を図ります。

(3) 違法なギャンブル等の取締り【県警本部】

目指すべき姿

違法な賭博の撲滅に向けて、環境浄化の推進へ

【現 状】

警察においては、違法な賭博店等の厳正な取締りを推進しています。令和元年中、警察では、全国で店舗に設置されたゲーム機等使用に係る賭博事犯を52件検挙しています。

【課 題】

厳正な取締りにもかかわらず、賭博事犯が依然として発生しており、また、警察の取締りから逃れるための対策も巧妙化しています。

【対 策】

警察においては、引き続き、違法な賭博店等に係る情報の収集に努めるとともに、厳正な取締りを実施していくこととしているため、県警本部においても同様に取締りを強化します。

ギャンブル等依存症対策基本法案に対する附帯決議第11項も踏まえ、平成31年4月に、警察庁から都道府県警察に対して取締りの指示を徹底するなど、違法ギャンブル等の排除と風俗環境の浄化を推進していきます。

(附帯決議11項)

警察当局は、違法に行われるギャンブル等について、取締りを一層強化すること。

3 支援の充実

(1) 相談支援【いのち対策室、精神保健福祉センター】

目指すべき姿

いつでも、誰でも相談できる「ひょうご・こうべ
依存症対策センター」へ

【現 状】

平成30年1月、県精神保健福祉センターに神戸市と共同で「ひょうご・こうべ依存症対策センター」を設置し、依存症相談員を配置し、依存症に関する相談拠点として、相談支援等の依存症対策を総合的に実施しています。

また、「依存症対策総合支援事業の実施について」（平成29年6月13日付け障発0613第2号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知）により、依存症対策総合支援事業を実施し、「ひょうご・こうべ依存症対策センター」では、地域の相談支援を行う者を対象とした研修を行うとともに、家族教室などを実施しています。

【課 題】

「ひょうご・こうべ依存症対策センター」の相談窓口としての体制強化や相談拠点として、さらなる周知を図るとともに、その機能について関係機関へ理解を促進し、県民だれもが利用しやすい相談機関として認知を広める必要があります。

ギャンブル等依存症は、回復等が十分可能であるにもかかわらず医療機関につながりにくい現状があります。「ひょうご・こうべ依存症対策センター」では、必要に応じて依存症専門医療機関等へつないでいますが、他の相談窓口においても医療機関との連携が図れる体制づくりが必要です。

【対 策】

- ① 広く県民が相談拠点等の情報を得られるように、チラシ等による周知やホームページ等での周知方法等見直しを行い、認知度の向上を図ります。
- ② 関係機関との連携を図り、県のギャンブル等依存症対策の連携協力体制の構築を通じて、ギャンブル等依存症である者等やその家族等の早期発見・早期介入・早期支援を進め、必要に応じて医療機関へつなぐことができるようにします。

(2) 家族への支援【いのち対策室、精神保健福祉センター】

目指すべき姿

家族等へも、開かれた「ひょうご・こうべ依存症対策センター」へ

【現 状】

ギャンブル等依存症は、ギャンブル等に必要な資金を得るために借金をする場合も多く、本人のみならず、その家族等の生活に対しても多大な支障が生じることがあります。そうした場合には、直接家族等への支援が必要となります。

また、ギャンブル等依存症を含め、依存症者は、「否認の病」と言われ、ギャンブル等依存症者自ら相談窓口や医療機関へ繋がり難いことがあります。そこで家族等からの働きかけが重要な役割を担います。

【課 題】

ギャンブル等依存症の特性や、早期の支援や適切な治療により回復等が十分可能であるといったギャンブル等依存症に関する正しい知識、治療及び支援に関する情報等を得にくい状況から、ギャンブル等依存症者の家族等が必要な情報や支援を受けられていない現状があります。

家族等に対し、情報提供や必要な支援をすることによって、ギャンブル等依存症者が、相談機関や治療機関へ確実に繋がるように、家族支援の視点から関係機関の有機的な連携を強化する必要があります。

【対 策】

家族に対するギャンブル等依存症の理解を深める機会を設け、ギャンブル等依存症者が適切な支援窓口や医療機関に繋がるよう支援します。

このため、ギャンブル等依存症者の家族を対象とした家族教室や、ギャンブル等依存症に関する正しい知識を深めるため**ギャンブル等依存症問題を抱える家族研修会**を実施します。

また、ギャンブル等依存症者の家族等は、多くの問題を抱えていることから、家族等にも精神的なケアが必要となります。家族を支援するギャマノンやギャンブル依存症家族の会等の家族ミーティングの参加によって、精神的な安定が図れることがあることから、そうした自助グループ・民間団体等の紹介も積極的に行って行きます。

(3) 早期発見・早期介入による適切な支援【いのち対策室、児童課】

目指すべき姿

ギャンブル等依存症である者等を早期に発見、適切な介入による支援へ

【現 状】

ギャンブル等依存症は、多重債務、貧困、虐待、自殺、犯罪等の問題に密接に関連しています。こうした問題を背景としたギャンブル等依存症である者等を早期発見・早期介入し、適切な支援に繋げる必要があります。

児童虐待やドメスティックバイオレンスの背後に隠れているギャンブル等依存症の問題に、こども家庭センターと女性家庭センターの職員が対応しているケースもあることが考えられます。

【課 題】

潜在的なギャンブル等依存症である者等を早期に発見し、適切に介入して支援につなげるため、関係機関連携会議や研修の場を通じて、こども家庭センター、女性家庭センター職員に対し、ギャンブル等依存症に関する知識や対応方法等について、周知を図ることが必要です。

【対 策】

関係機関連携会議や研修の場等を通じて、関係職員に対しギャンブル等依存症に関する知識や対応等について、周知を図ります。

加えて、国からの「子ども虐待対応の手引き」、「婦人相談所ガイドライン」や通知等も活用し、ギャンブル等依存症問題について理解を促進します。

(4) 治療支援【いのち対策室、依存症専門医療機関、依存症治療拠点機関】

目指すべき姿

いつでも、誰でも安心して受診できる体制へ

【現 状】

兵庫県では、平成30年度、「依存症専門医療機関及び依存症治療拠点機関の整備について」（平成29年6月13日付け障発0613第4号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知）により、専門的な医療を提供する依存症専門医療機関及び研修や情報発信等を行う依存症治療拠点機関（以下「専門医療機関等」という。）選定しています。

1 依存症専門医療機関

依存症に関する所定の研修を修了した医療スタッフを配置し、専門性を有する医師が担当する入院医療や依存症に特化した専門プログラムを有する外来治療を行うなど、依存症に関する専門的な医療を提供できる医療機関

種 別	医療機関名	所在地
アルコール	明石こころのホスピタル	明石市
	東加古川病院	加古川市
	垂水病院	神戸市西区
	ひょうごこころの医療センター	神戸市北区
薬 物	垂水病院	神戸市西区
ギャンブル等	神戸大学医学部附属病院	神戸市中央区

2 依存症治療拠点機関

依存症専門医療機関の選定基準を満たしていることに加え、医療機関を対象とした依存症に関する研修を実施したり、専門医療機関の実績の取りまとめを行うなど、依存症専門医療機関の連携拠点となる医療機関

種 別	医療機関名	所在地
アルコール	垂水病院	神戸市西区
	ひょうごこころの医療センター	神戸市北区
薬 物	垂水病院	神戸市西区
ギャンブル等	神戸大学医学部附属病院	神戸市中央区

治療拠点機関において、平成30年度より、依存症対策総合支援事業により、地域の医療従事者を対象とした研修を行っています。

【課題】

平成30年度の選定から依存症専門医療機関、依存症治療拠点機関の追加選定がなされていません。新たな選定を進め、治療体制の強化を図ります。

また、関係機関へ依存症専門医療機関との具体的な連携強化を図るとともに、県民に対しても依存症専門医療機関及び依存症治療拠点機関の整備の取り組みについて広く周知を図り、その活用を促進させていきます。

なお、ギャンブル等依存症の治療として薬物療法は主体になりえないことから認知行動療法等を用いた治療プログラムに限られた選択の一つです。しかし、全てのケースに適応されるわけではないうえに、依存の心理社会的治療は他の精神疾患と比較して治療者に負担が大きいことから専門医療機関が整備されない要因の一つであることも、今後考慮していく必要があります。

【対策】

- ① 国の制度により、専門医療機関等の整備を進めていることから、この制度活用により選定機関の拡充を進めていきます。

また、治療等の指導者養成研修を県内で開催することで、専門医療機関等の選定も進めていきます。また、国において開催されている研修等へも、県として積極的な参加を支援します。

- ② 県におけるギャンブル等依存症対策の連携協力体制の構築を通じて、ギャンブル等依存症である者の早期発見・早期介入・早期支援を進めます。

また、依存症専門医療機関と自助グループ、民間団体等の連携強化もギャンブル等依存症である者への支援に不可欠であることから、体制の構築を図ります。

さらに、治療拠点機関が実施する医療従事者を対象とした研修を通じ、地域の関係医療機関と連携・協力体制の構築を検討します。

- ③ 令和2年度の診療報酬改定によって、ギャンブル等依存症に対する有効な治療法が確立されたことを踏まえ、ギャンブル等依存症の集団治療プログラムを新たに評価することになりました。

こうした制度の周知を図り、適切な治療を広げること、また、専門医療機関等の拡充につなげます。

(5) 人材の確保【地域福祉課、いのち対策室】

目指すべき姿

「いつでも、誰でも安心して相談できる」・「必要な支援につなげる」人材の確保へ

【現 状】

生活保護受給者が、社会常識の範囲内ではちんこなどの娯楽を行うことを一律に禁止してはいないが、平成25年の生活保護法改正において、生活保護受給者が適切に家計の管理を行うようにするため、自ら生計の状況を適切に把握する責務を具体的に規定したところであり、保護の実施機関は、必要に応じて、助言・指導等を行うこととしています。

令和元年8月に開催された厚生労働省主催の生活保護担当ケースワーカー全国研修会では、依存症の概要や依存症を有する者の特徴、依存症が疑われる者への対応等について知識の向上が図られました。

【課 題】

こうした取組の実効性を高めるため、ギャンブル等依存症対策に関する知識の定着を引き続き努めていくことが必要です。県においても、ひょうご・こうべ依存症対策センター（精神保健福祉センター）などの相談機関や依存症専門医療機関へつなぐケースワーカーの役割の重要性について学ぶ必要があります。

また、本人及びその家族の日常生活や社会生活に支障が現れているが、関係機関につながらない人もいます。こうした人に対して、「悩んでいる人に気づき、声かけ、話を聞いて、必要な支援につなげる」支援が必要と考えます。

【対 策】

ギャンブル等依存症が疑われる生活保護受給者に対し適切な支援が行われるよう、生活保護査察指導員やケースワーカーに対し依存症が疑われる者への対応等について知識の向上を図るとともに、ひょうご・こうべ依存症対策センター（精神保健福祉センター）等との連携の重要性について、**生活保護査察指導員研修会等**を通じ周知を図ります。

また、ギャンブル等依存症の問題は、多重債務問題から自殺につながるケースもあることから、早期発見・早期介入・早期支援を実施するため、自殺対策における「ゲートキーパー*」の活用を図るため、その研修等においてギャンブル等依存症対策の普及・啓発を実施します。

(6) 自助グループ、民間団体等との連携

【いのち対策室、精神保健福祉センター】

目指すべき姿

自助グループ、民間団体等との連携体制を構築し、
実効性のある支援へ

【現 状】

ギャンブル等依存症の自助グループとしては、強迫的ギャンブルからの回復を目指す人が集うギャンブラーズ・アノニマス（以下「GA」という。）とギャンブルの問題の影響を受けた家族・友人のための集まりであるギヤマノンがあり、自分の考えや悩み等を述べ、経験を共有するミーティングを県内の各地で開催しています。

（兵庫県内の自助グループ）

GA （川西、三田、西宮ハピネスグループ、芦屋アハグループ、神戸元町フレンドリーグループ、神戸グループ、新明石グループ、姫路グループ 8箇所）

ギヤマノン（川西、神戸、なごみ西宮、パワフル明石、ミラクル大久保、姫路、尼崎、AI 芦屋 8箇所）

そのほか、ギャンブル等依存症の予防から回復に資する情報提供や勉強会、相談支援及び回復プログラムの提供を行っている「ギャンブル依存症問題を考える会」、「ギャンブル依存症家族の会・兵庫」など民間団体も活動しています。

このような自助グループや民間団体は、ギャンブル等依存症からの回復支援に重要な役割を担っています。

【課 題】

自助グループ、民間団体は、ギャンブル等依存症からの回復に重要な役割を担っているが、行政機関をはじめとした関係機関との連携が十分図れているとはいえません。

【対 策】

県として、本事業の活用により、ギャンブル等依存症の問題に取り組む自助グループ、民間団体に対し、以下の活動へ協力するとともに、自助グループ、民間団体との連携体制を構築し、自助グループ、民間団体との連携を通じたギ

ャンブル等依存症対策を推進します。

- ① 自助グループ、民間団体が行うミーティングや相談会への参画など、ギャンブル等依存症である者等やその家族が互いの悩みの共有や情報交換ができる交流活動への協力
- ② 医療、保健、行政等の専門機関に関する情報共有など、ギャンブル等依存症を抱える者やその家族の問題の解決に資する情報共有
- ③ ギャンブル等依存症の理解を促進する刊行物発行など、ギャンブル等依存症に関する普及啓発活動の連携
- ④ 自助グループ、民間団体との相談技術の共有、ギャンブル等依存症に関する問題の相談を受ける活動との連携

4 社会復帰支援

(1) 生活困窮者への支援【地域福祉課、いのち対策室】

目指すべき姿

生活困窮に陥らせない、陥った場合にも適切な支援

につなげる連携へ

【現 状】

ギャンブル等依存症も含め、複合的な課題を抱える生活困窮者に対し、生活困窮者自立支援法（平成 25 年法律第 105 号）に基づく自立相談支援事業を中心に、就労、家計等に関する包括的な支援を実施するほか、他の専門機関と連携して、相談者の状態像に応じたきめ細かな支援を行っています。

【課 題】

生活困窮者自立支援法に基づく事業に従事する支援員が、ギャンブル等依存症問題を有する生活困窮者に対し、その特性を踏まえた適切な支援を行えるよう、ギャンブル等依存症に関する知識等を修得することが必要です。

また、ギャンブル等依存症問題を有する生活困窮者からの相談について、ひょうご・こうべ依存症対策センター（精神保健福祉センター）などの地域の支援機関と連携して支援を行うことが必要です。

【対 策】

- ① 生活困窮者自立支援法に基づく事業に従事する支援員に対する研修等に、ギャンブル等依存症に関する内容が盛り込まれていることから、こうした研修に参加し、ギャンブル等依存症問題を有する生活困窮者へ適切な支援を行います。
- ② 医療機関、精神保健福祉センター等が参画する各地域の包括的な連携協力体制に参画することや、生活困窮者自立支援制度の相談窓口においてギャンブル等依存症である者等を発見した場合には、ひょうご・こうべ依存症対策センター（精神保健福祉センター）などの関係機関につなぐこと等を周知するなど、地域の支援機関との連携体制を強化します。

(2) 多重債務問題等への取組【地域金融室、消費生活課、いのち対策室】

目指すべき姿

借金をしてまでもギャンブル等を行う多重債務問題を抱える者への支援策の実施へ

【現 状】

多重債務相談を受ける弁護士、司法書士の法律専門家や県消費生活総合センターなどと、その他のギャンブル等依存症に関する関係諸機関の具体的な連携が十分に図れていません。

平成30年4月、日本貸金業協会において貸付自粛制度を拡充し、ギャンブル等依存症を対象に追加し、一般社団法人全国銀行協会も、平成31年3月より、同制度の運用を開始していますが、こうした取組みについても、広く知られていません。

【課 題】

多重債務の原因がギャンブル等依存にあると思われる場合に、その相談を受けた法律専門家、県消費生活総合センターなどにおいて、それをきっかけとして本人の治療や回復のためにつなぐべき関係機関との具体的な連携の仕組みづくりに取り組む必要があります。

また、銀行業界においては、貸付自粛制度の運用を開始したばかりであり、同制度を必要とする者への周知・普及を図るなど、取組の適切な運用を確保する必要があります。このため、民間金融機関団体とギャンブル等依存症に関する相談拠点であるひょうご・こうべ依存症対策センター（精神保健福祉センター）との具体的な連携を図り、多重債務の問題を抱える者への制度の利用を促進する取組を検討する必要があります。

借金をしてまでもギャンブル等を行っている人は、その家族等への影響が危惧されるので、家族等への支援も必要となります。

【対 策】

ギャンブル依存を原因とする多重債務相談を受けた法律専門家、県消費生活総合センターなどと、関係機関との具体的な連携の仕組みを構築します。また、弁護士会・行政書士会が行う研修会や県消費生活総合センターが開催する消費生活相談の**情報交換会**等を通じて、推進計画の内容やひょうご・こうべ依存症対策センターの役割などギャンブル等依存症問題への周知を図り

ます。

また、消費者庁・金融庁が、関係機関等における連携協力体制の整備に関する記述を追加するなどして、基本法の内容に即して改訂した対応マニュアル（令和2年3月版）について、その活用を推進していることから、消費者庁・金融庁の取り組みと連携します。

さらに、金融庁は、貸付自粛制度について、モニタリング等を通じ、適切な運用を確保していること、また、当該制度を運営する民間金融機関団体と連携して、周知を図っていることから、県としても、当該制度を必要とする者に的確に伝わるような周知方法を検討します。

トピックス

○令和元年度兵庫県内の多重債務相談窓口における相談受付状況と傾向

令和元年度、県・市町の消費生活窓口には540件、1か月あたり約54件の多重債務相談が寄せられました。平成29年度の1,099件から半減しており、近年減少傾向にあります。

年齢別では60歳以上の方からの相談が最も多くなっていますが、30歳代以下も約4分の1を占めます。借入額では55%が「200万円未満」ですが、「500万円以上」にのぼる割合も約18%あります。

兵庫県立消費生活総合センター 発行 「Aらいふ」より

第3章 ギャンブル等依存症対策の関係事業者の取組

★各段階での現状・課題・対策（取組）概要



事業者	項目	広告・宣伝の在り方	アクセス制限	相談・治療の取組	依存症対策体制整備
日本中央競馬阪神競馬場 ・ 兵庫県競馬組合	現状	射幸心をあおらない	本人又は家族が望む場合、入場制限の実施	公営競技ギャンブル依存症カウンセリングセンター設置、周知	職員に対し、精神科医を講師とした研修
	課題	射幸心をあおらない 未成年の購入抑止	入場者制限を確実に把握する体制維持	相談が必要な人に応じた利用の促進、周知	研修内容の充実、人材確保、養成等
	対策	メディアの基準を参考に注意喚起の継続	場内巡回数の増加等により、確実な制限実施	公営競技ギャンブル依存症カウンセリングセンター積極的な周知	職員等に対する継続的な研修実施
尼崎市モーターボート競走場	現状	射幸心をあおらない	入場制限対応ガイドラインの策定	相談窓口の明示・周知、依存症の担当者配置、支援センター設立	ギャンブル等依存症担当者の配置、研修実施、マニュアル整備
	課題	広告・宣伝の指針の策定	制度の認知度が低い	相談体制の更なる強化	依存症担当以外の従業員に対する研修
	対策	H31年度から、メディアの基準を参考に全国的な指針策定に着手	制度の認知度を高めるため、周知方法の見直し、新たな入場管理方法の調査研究	相談・治療機関との緊密な連携に努め、依存症対策の検討に活用	初任者の担当者への研修充実
兵庫県遊技業協同組合	現状	風営適法に基づき広告・宣伝の自主規制	1日の使用上限金額を申告する「自己申告プログラム」の普及	ぱちんこ依存問題の相談機関リハビリサポートネットワーク設置、広報・周知	安心パチンコ・パチスロードバイザーの配置
	課題	ぱちんこ依存問題の発生抑止となる指針策定	プログラム導入店舗数の拡充	適切に対応できる体制確保	アドバイザーの増加、適切な活動の実施
	対策	ぱちんこへの依存防止対策に係る実施規定により、広告・宣伝に取り組む	自己申告・家族申告プログラムの普及に向けた取組検討、出玉規制強化	相談体制・機能の充実・強化への支援実施	アドバイザーの運用の改善方策について、検討・実施
その他	<p>○県内に場外車券売場のある「競輪」、「オートレース」について、同様の対策を検討要請</p> <p>○賭け麻雀、賭けゴルフ、野球賭博など違法な賭博について、ギャンブル等依存症との関係把握</p> <p>○カジノを含む統合リゾート（IR）の誘致が進められている。今後、カジノを含めた検討が必要</p>				

1 日本中央競馬会 阪神競馬場における取組について

(1) 日本中央競馬会 阪神競馬場における広告・宣伝の在り方

ア 広告・宣伝の抑制

【現 状】

広告については、従前から、メディア側の基準（「一般社団法人日本民間放送連盟放送基準」等）に従い、馬券購入を想起させる表現、高額の中がある旨の表現、ゴール映像等を用いないなど射幸心をあおる内容にならないよう実施されています。平成29年4月から、競馬場及びウインズで作成するレース開催告知ポスター等に、「馬券は20歳になってから ほどよく楽しむ大人の遊び」の表示を順次実施し、広く一般に注意喚起を行っています。

【課 題】

「射幸心をあおらないこと」「未成年の購入抑止」を広報していくことが必要です。

【対 策】

広告・宣伝を行うにあたっては、メディア側の基準を参考に、競馬場及びウインズとして引き続き注意喚起を行っていきます。

イ ギャンブル等依存症対策の普及啓発の推進

【現 状】

ギャンブル等依存症対策の普及啓発として、以下の取り組みを実施しています。

- ・ 「馬券は20歳になってから ほどよく楽しむ大人の遊び」の注意喚起標語ステッカーを競馬場及びウインズの勝馬投票券発売機などに掲示している他、事業所内のビジョンにて放映
- ・ 20歳未満の者の勝馬投票券購入が禁止されている旨の場内放送
- ・ 日本中央競馬会のギャンブル等依存症対応に係るお問い合わせ先やご相談先（「公営競技ギャンブル依存症カウンセリングセンター」）等を掲載したポスターを掲示
- ・ ギャンブル等依存症問題啓発週間（5/14～20）において、「ポスターやビジョンでの啓発週間の告知や公営競技ギャンブル依存症カウンセリングセンターの紹介」「警備員による未成年声かけ強化」等の取組み
- ・ 精神科医によるギャンブル障害の解説、厚生労働省によるギャンブル等依存症の実態に係る調査結果、「公営競技ギャンブル依存症カウンセリングセンター」等の相談先を掲載したリーフレットを来場者に配布

【課 題】

参議院・内閣委員会におけるギャンブル等依存症対策基本法案に対する附帯決議第5項の趣旨も踏まえ、特に大学生・社会人となる青少年や若い世代を対象に、ギャンブル等依存症問題に係る知識の普及に徹底して取り組む必要があります。

(附帯決議第5)

政府は、ギャンブル等依存症問題啓発週間の期間を定めた理由が、新年度に新たに大学生・社会人となった青少年や若い世代に対し、ギャンブル等依存症問題への関心と理解を深める機会を設けること等に鑑み、青少年に対しギャンブル等依存症問題に係る知識の普及に徹底して取り組むこと。

【対 策】

現状の取組みに加えて、県内の自助グループや民間団体のパンフレットを設置するなど、ギャンブル等依存症に関する各般の普及啓発活動を通年実施します。

(2) 日本中央競馬会 阪神競馬場におけるアクセス制限等

ア アクセス制限の強化に向けた検討

【現 状】

ギャンブル等依存症である者等が馬券購入をやめることを望む場合又はその家族が馬券購入をやめさせることを望む場合に、入場制限等を順次、実施してきました。この実施に当たり、マニュアル等の整備や警備員等に対する教育・指導の徹底等を実施してきました。

【課 題】

入場制限については、今後も引き続き、入場口及び馬券発売機付近への警備員等の配置の強化、警備員の場内巡回数の増加等を行うことにより、入場制限者を確実に把握する体制を維持する必要があります。

【対 策】

競馬場及びウインズへの入場制限について、引き続き、入場口及び勝馬投票券発売機付近への警備員の配置の強化、警備員の場内巡回数の増加等を行うことにより、入場制限者と思われる者を確実に把握し、入場制限します。

イ 20歳未満の者の購入禁止の強化及

【現 状】

20歳未満の者と思われる者に対し、警備員等による声かけ及び年齢確認を実施しています。

この実行に当たっては、日本中央競馬会全体の指針である「競馬場・ウインズにおける未成年への対応要領」に沿って、取組みの強化を図りました。

【課 題】

今後も引き続き、入場口及び馬券発売機付近への警備員等の配置の強化、警備員の場内巡回数の増加等を行うことにより、20歳未満の者と思われる者を確実に把握し、購入を制限する体制を維持する必要があります。

【対 策】

入場口及び勝馬投票券発売機付近への警備員の配置の強化、警備員の場内巡回数の増加等を行うことにより、20歳未満の者と思われる者を確実に把握し、購入を制限します。

(3) 日本中央競馬会 阪神競馬場における相談・治療の取組

ア 公営競技ギャンブル依存症カウンセリングセンター等における相談体制の強化

【現 状】

平成30年4月に、全国公営競技施行者連絡協議会において、専門スタッフ（臨床心理士）がカウンセリングを行う公営競技ギャンブル依存症カウンセリングセンター（以下「公営競技カウンセリングセンター」という。）を設置しています。

そして、注意喚起標語や日本中央競馬会のギャンブル等依存症対応に係るお問い合わせ先やご相談先（「公営競技ギャンブル依存症カウンセリングセンター」）等を掲載したポスターを掲示しています。また、ギャンブル等依存症問題啓発週間（5/14～20）において、ビジョンで啓発週間の告知と「公営競技ギャンブル依存症カウンセリングセンター」の紹介を実施しています。

【課 題】

これまで、公営競技ギャンブル依存症カウンセリングセンターの問合せ先は、競馬場及びウインズにおけるポスター、リーフレットで周知してきましたが、相談を必要としている人に応じた利用がなされるよう、さらなる周知を図る必要があります。

また、各地域の連携協力体制に、公営競技主催者として、積極的に参画し、連携を図る必要があります。

【対 策】

公営競技ギャンブル依存症カウンセリングセンターを積極的に周知いたします。

さらに、令和2年から、県内の包括的な連携協力体制に参画し、相談・治療機関等と情報や課題の共有、最新の知見の収集等を図ります。

(4) 日本中央競馬会 阪神競馬場における依存症対策の体制整備

ア 従業員教育の推進の新設等による体制強化

【現 状】

職員に対して、ギャンブル等依存症の専門的知見を有する精神科医を講師としたビデオ研修やe-ラーニングを活用した研修を行っている他、従業員に対しても相談窓口や相談受付方法などの周知を行っております。

また、競馬場において、ギャンブル等依存症対策責任者を設置しております。

【課 題】

引き続き、役職員に対するギャンブル等依存症に関する研修を、内容の充実を図りつつ実施し、十分な知識を有する人材の確保、養成等に努める必要があります。

【対 策】

職員や従業員に対するギャンブル等依存症に関する継続的な研修を引き続き実施します。

2 兵庫県競馬組合における取組について

(1) 兵庫県競馬組合における広告・宣伝の在り方

ア 広告・宣伝の抑制

【現 状】

広告については、従前から、メディア側の基準（「一般社団法人日本民間放送連盟放送基準」等）に従い、馬券購入を想起させる表現、高額の中がある旨の表現、ゴール映像等を用いないなど射幸心をあおる内容にならないよう実施しています。全てのレース開催告知ポスターや競走番組表等に、「馬券は20歳になってから ほどよく楽しむ大人の遊び」などの表示を順次実施し、広く注意喚起を行っています。

【課 題】

広告・宣伝の在り方については、「射幸心をあおらないこと」「未成年の購入抑止」の観点から広報することが重要です。

【対 策】

広告・宣伝を行うにあたっては、その内容が射幸心をあおるものとならないよう努めるとともに、メディア側の基準を参考に、競馬場及び場外発売所において、引き続き注意喚起を行ってまいります。

イ ギャンブル等依存症対策の普及啓発の推進

【現 状】

これまで、全てのレース開催告知ポスターや競走番組表等に、「馬券は20歳になってから ほどよく楽しむ大人の遊び」などの表示を順次実施し、広く注意喚起を行ってきました。

特に、国（農水省競馬監督課）や地方競馬全国協会（地全協）と連携を図り、ギャンブル等依存症対策基本法に基づき、『5月14日から5月20日』の「ギャンブル等依存症対策啓発週間」での取組として、啓発ポスター等の掲示、大型ビジョンや場内放送による普及啓発、さらには、ホームページでは「公営競技ギャンブル依存症カウンセリングセンター」の紹介も行うとともに、場内警備員による声掛け強化など実施しています。

【課 題】

参議院・内閣委員会におけるギャンブル等依存症対策基本法案に対する附帯決議第5項の趣旨も踏まえ、特に大学生・社会人となる青少年や若い世代を対象に、ギャンブル等依存症問題に係る知識の普及に徹底して取り組む必要が

あります。

【対 策】

ギャンブル等依存症に関する各般の普及啓発活動を通年実施するとともに、他の公営競技施行者等と共同で、毎年度の啓発週間をターゲットに、新たに大学生・社会人となった青少年や若い世代に対し、ギャンブル等依存症問題の関心と理解を深めるため、発生抑止につながる知識の普及といった啓発活動（ポスター等含む）を今後も継続的に取り組みます。

また、自助グループや支援団体と連携し、自助グループや民間団体のパンフレット、その活動チラシなどを配置し、ギャンブル等依存症対策の普及啓発を図ります。

（２）兵庫県競馬組合におけるアクセス制限等

ア アクセス制限の強化及び個人認証システムの活用に向けた検討

【現 状】

ギャンブル等依存症である方が馬券購入をやめることを望む場合又はその家族が馬券購入をやめさせることを望む場合には、入場制限等を実施しております。また、その実施にあたっては、マニュアル等の整備や警備員等に対する教育・指導の徹底なども実施しています。

【課 題】

入場制限については、今後も引き続き、入場口及び馬券発売機付近への警備員等の配置の強化、警備員の場内巡回数の増加等を行うことにより、入場制限者を確実に把握する体制を維持する必要があります。

また、コロナ禍の中、今後、景気の影響等により、警備員等の人材確保がより難しくなることも想定されます。入場制限等をより効率的に特定するため、研究開発がなされている支援ツール等について、その導入の可能性を検討する必要があります。

【対 策】

競馬場及び場外発売所への入場制限について、引き続き、入場口及び馬券発売機付近への警備員等の配置の強化や警備員の場内巡回数の増加等を行うことにより、入場制限が必要と思われる方を確実に把握し、更なる入場制限の強化に努めます。

イ 20歳未満の方の購入禁止の強化及び個人認証システムの活用に向けた検討の推進

【現 状】

20歳未満と思われる方に対し、警備員等による声かけや年齢確認を行うことにより、馬券の購入及び20歳未満の方のみによる場外馬券売場への入場規制を実施しております。

なお、実施に当たっては、「地方競馬における未成年者による勝馬投票券購入等防止対策指針」に基づき、本組合においても取組の強化を図り、警備員等に対する教育、指導等も徹底してきました。

【課 題】

引き続き、入場口及び馬券発売機付近への警備員等の配置の強化、警備員の場内巡回数の増加等を行うことにより、20歳未満の者と思われる方を確実に把握し、購入を制限する体制を維持する必要があります。

また、20歳未満の方をより効率的に特定するためにも、研究開発が進む顔認証システム等の支援ツールの導入の可能性を検討する必要があります。

【対 策】

今後も極力入場口及び馬券発売機付近への警備員等の配置の強化、警備員の場内巡回数の増加等を行うことにより、20歳未満と思われる方を確実に把握し、馬券の購入を制限します。

また、入場制限者等をより効率的に捕捉するための支援ツールとして、研究開発が進む顔認証システム等について、その導入の可能性について検討します。

ウ インターネット投票におけるアクセス制限の強化等

【現 状】

これまで、インターネット投票におけるアクセス制限については、ギャンブル等依存症である方又はその家族等がインターネット投票による馬券購入をやめることを望む場合には、利用停止措置を既に実施しています。

ギャンブル等依存症の注意喚起表示として、インターネット投票のログイン画面においては、「馬券は20歳になってから ほどよく楽しむ大人の遊び」などの注意喚起が表示されるとともに、さらに、本組合では、ホームページ上、相談窓口及び「公営競技ギャンブル依存症カウンセリングセンター」等の紹介なども掲載しています。

【課 題】

現在、インターネットの投票サイトにおいては、本人が購入限度額の設定を望む場合に対応するシステムの開発が進められていますが、できる限り早期の整備が必要です。

【対 策】

購入限度額設定者に購入限度額と最新の購入額を画面上に表示する開発が進められているシステムの導入なども今後検討します。

(3) 兵庫県競馬組合における相談体制

ア 公営競技ギャンブル依存症カウンセリングセンター等における相談体制の強化

【現 状】

平成30年4月に、全国公営競技施行者連絡協議会において、専門スタッフ（臨床心理士）がカウンセリングを行う公営競技ギャンブル依存症カウンセリングセンター（以下「公営競技カウンセリングセンター」という。）が設置され、本組合においても施設紹介などその活用を支援しています。

また、本組合でも職員がギャンブル等依存症に関する専門的知識を有する精神科医が講師となった研修会には積極的に参加しています。

【課 題】

これまで、公営競技カウンセリングセンターの問合せ先は、競馬場及び場外発売所におけるポスター、リーフレット、ホームページ等でも周知してきておりますが、今後、相談を必要とする方に、利用が進むよう、更なる周知・徹底を図る必要があります。

【対 策】

本組合においては、競馬場や場外発売所、ホームページにおいて、公営競技カウンセリングセンターを積極的に周知します。

また、ギャンブル等依存症に関する継続的な研修会に参加することなどにより、ギャンブル等依存症に関する知識を有する人材の安定的な確保を図ります。

さらに、各地域の包括的な連携協力体制にも参画し、精神保健福祉センター、保健所、消費生活センター、日本司法支援センターなどの相談・治療機関と情報や課題の共有、最新の知見の収集等を図ります。

(4) 兵庫県競馬組合における依存症対策の体制整備

ア 組合職員教育の推進、ギャンブル等依存症対策最高責任者の新設等による体制強化

【現 状】

ギャンブル等依存症に関する専門的知識を有する精神科医が講師となった研修会に積極的に参加しています。

また、ギャンブル等依存症対応の責任者の設置やお客様への対応方法なども規定した「兵庫県競馬組合依存症相談窓口対応マニュアル」を策定（H30.11）しています。

【課 題】

今後、対するギャンブル等依存症に関する研修を役職・一般職員等にも拡大し、内容の充実を図り、十分な知識を有する人材の確保と養成等に努める必要があります。

【対 策】

役職・一般職員等に対するギャンブル等依存症に関する継続的な研修を引き続き実施するとともに、一元的な指導等体制について、強化を図ります。

3 尼崎市モーターボート競走場における取組について

(1) モーターボート競走場における広告・宣伝の在り方や依存症対策の推進

ア 広告・宣伝の抑制

【現 状】

モーターボート競走のテレビコマーシャルは、従前から、メディア側の基準（「一般社団法人日本民間放送連盟放送基準」等）に従い、舟券購入を想起させる表現、高額の中がある旨の表現、ゴール映像等を用いないなど射幸心をあおる内容にならないよう実施されています。

また、施行者は、ギャンブル等依存症の注意喚起のための標語（「無理のない資金で、余裕を持ってお楽しみください。」）を掲載したポスターを作成し、全ての競走場及び場外舟券売場において掲示しています（平成 29 年 3 月）。全国的なテレビコマーシャル（平成 29 年 9 月）や開催告知ポスター（平成 29 年 10 月）にも注意喚起標語を掲載しています。

【課 題】

広告・宣伝の在り方について、現在、施行者側による自主的な指針がないことに加え、注意喚起は、競走場や場外舟券売場に掲出した啓発ポスターや、テレビコマーシャル、開催告知ポスター、オフィシャルウェブサイト等において実施しているものの、更なる啓発に努めるため、広告・宣伝の全国的な指針の策定が必要です。

【対 策】

一般社団法人全国モーターボート競走施行者協議会（以下「全施協」という。）、一般財団法人日本モーターボート競走会、公益財団法人日本財団、公益社団法人日本モーターボート選手会及び一般財団法人 BOATRACE 振興会（以下「モーターボート競走関係団体」という。）は、広告・宣伝を行うに当たり、その内容が射幸心をあおるものとならないようにするとともに、注意喚起の更なる啓発を図るため、平成 31 年度から、メディア側の基準を参考に広告・宣伝に関する全国的な指針の策定に着手し、令和 3 年度までに公表します。

同指針には、テレビコマーシャルにおいて、注意喚起標語を視聴者が十分に視認できるよう、一定の文字の大きさと秒数を確保するなどの内容を盛り込みます。

イ 普及啓発の推進

【現 状】

○ 競走場等におけるギャンブル等依存症の啓発等

インターネット投票サイトにおいて、ギャンブル等依存症の注意喚起を表示（平成 29 年 3 月）するとともに、相談窓口の案内を掲載（平成 29 年 6 月）しているほか、相談窓口の連絡先をウェブサイトに掲載するとともに、出走表にギャンブル等依存症の注意喚起を掲載（平成 29 年 8 月）しています。

また、公営競技施行者団体共同で公営競技共通の注意喚起・啓発ポスターを作成し、全ての競走場及び場外舟券売場において掲示しています。

さらに、一般財団法人ギャンブル依存症予防回復支援センター（以下「支援センター」という。）において、ギャンブル等依存症に関する知識の普及啓発のためのリーフレットを作成し、全ての競走場及び場外舟券売場の相談窓口等において配布しています。

【課題】

競走場、場外舟券売場、テレビコマーシャル、開催告知ポスター及びインターネット投票サイトにおいて注意喚起を実施していますが、発症抑止につながる知識の普及といった観点での施策が必要です。

【対策】

啓発ポスターを作成するとともに、SNS 等も効果的に活用し、広く青少年に正しいギャンブルの知識が伝播するよう取り組みます。

さらに、平成 31 年度以降、全施協が、他の公営競技施行者等と共同で、毎年度の啓発週間をターゲットに、新たに大学生・社会人となった青少年や若い世代に対し、ギャンブル等依存症問題の関心と理解を深めるため、SNS 等も効果的に活用し、発症抑止につながる知識の普及といった更なる啓発活動（ポスター・セミナー等）に継続的に取り組みます。

また、自助グループや支援団体と連携し、自助グループや民間団体のパンフレット、その活動チラシなどを配置し、ギャンブル等依存症対策の普及啓発を図ります。

(2) モーターボート競走におけるアクセス制限等

ア ICT 技術の活用による、本人・家族申告によるアクセス制限の強化

【現状】

本人や家族からの申告に基づく入場制限については、全ての競走場及び場外舟券売場における相談対応方法や入場制限方法の統一を図るため、本人から申告があった際に入場制限を実施するための入場制限対応ガイドラインを策定（平成 29 年 7 月）し、その後、医師や弁護士などの専門家の意見を踏ま

え随時改訂し、具体的な入場制限対応マニュアルのひな形を策定しました（平成 29 年 9 月）。

また、同ひな形を基に、全ての競走場及び場外舟券売場においてそれぞれの実態に即した場ごとの相談窓口対応マニュアルを策定（平成 29 年 12 月）し、当該マニュアルに基づく本人申告に基づく入場制限（平成 29 年 7 月）及び家族申告に基づく入場制限（平成 30 年 10 月）を実施しています。

【課 題】

競走場及び場外舟券売場における本人・家族申告によるアクセス制限の実績が少ないことは、制度の認知度が低い可能性もあることから、更なる周知が必要です。

また、現在は入場制限の対象者が少ないことから警備員の目視により対象者を特定できているが、今後は、対象者を特定する精度を向上させる必要があります。

【対 策】

全施協は、競走場及び場外舟券売場におけるアクセス制限制度の認知度を向上させるため、ウェブサイトや広告等における周知方法を見直します。

また、競走場及び場外舟券売場における入場制限において、対象者を特定する精度を向上させるための新たな入場管理方法の調査研究を実施します。

対象者を特定する技術の先進事例を参考としつつ、ICT 技術を活用した入場管理方法についての研究を開始し、その導入の可能性を検討します。

イ 競走場・場外舟券売場における 20 歳未満の者の購入禁止の強化

【現 状】

○ 20 歳未満の者の舟券購入禁止等に係る注意喚起の徹底

20 歳未満の者による舟券購入が禁止されている旨の注意喚起は、従来、の競走場及び場外舟券売場において告知等により行っていましたが、20 歳未満の者による舟券購入防止策を引き続き徹底するため、20 歳未満の者による舟券購入禁止のための標語を掲載したポスターを作成し、競走場及び場外発売場において掲示しています。

また、全ての競走場及び場外舟券売場の出走表に、20 歳未満の者による舟券購入が禁止されている旨の注意喚起を表示するとともに、場内映像のテロップ及び場内放送においても同様の注意喚起を実施しています。

なお、インターネット投票においては、全員登録時の年齢確認によって入会者が 20 歳未満の者でないことを確認しており、インターネット投票サイトに

20歳未満の者の舟券購入が禁止されている旨の注意喚起を表示しています。

○ 競走場及び場外舟券売場における警備の徹底

20歳未満の者による舟券の購入を防止するため、20歳未満の者と思われる者に対する警備員等による声かけ及び年齢確認を行っていましたが、20歳未満の者による舟券購入防止策を引き続き徹底するため、警備計画書等に20歳未満の者による舟券の購入を防止するための確認を徹底する旨を明記します。

【課題】

近年、競走場を地域活性化拠点として位置付け、地域に開放し、地域社会のコミュニティづくりにも活用する取組を行っており、保護者同伴で20歳未満の者が来場する機会があることから、警備責任者や警備員等に対する教育・指導を行い、警備を引き続き徹底する必要があります。

【対策】

20歳未満の者の購入禁止の強化を図るため、平成31年度以降に、各競走場及び場外舟券売場において、場内モニター等により、20歳未満の者による舟券の購入防止に関する注意喚起をより一層強化して実施します。

ウ 購入限度額設定システムの早期導入等によるインターネット投票のアクセス制限の強化

【現状】

インターネット投票については、本人申告によるアクセス制限（解約又は利用停止）（平成29年10月）及び家族申告によるアクセス制限（平成30年4月）の仕組みを構築し実施しています。

インターネット投票サイトにおいてギャンブル等依存症の注意喚起（標語「無理のない資金で、余裕を持ってお楽しみください。」）を表示（平成29年3月）するとともに、相談窓口の案内を掲載（平成29年6月）したほか、ウェブサイト相談窓口の連絡先を掲載（平成29年8月）しています。

【課題】

インターネット投票によるアクセス制限の実績が少ないことは、制度の認知度が低い可能性もあることから、更なる周知が必要です。

本人申告により購入限度額の設定を可能とするシステムの整備は、次期システム改修時期である令和4年度中の導入が予定されているが、できる限り早期の整備が必要です。

【対 策】

モーターボート競走関係団体は、平成 31 年度からインターネット投票サイトの注意喚起の表示方法を見直し、内容についてもより分かりやすく効果的に明示します。

また、平成 31 年度からインターネット投票会員向けのメールマガジン等で、定期的にギャンブル等依存症の注意喚起や相談窓口等の案内を開始します。

さらに、本人申告による購入限度額の設定を可能とするシステムの早期整備を図るため、次期システム改修時期に合わせた令和 4 年度中の導入計画を見直し、本システム整備のみを 2 年間前倒して改修し、令和 2 年度中の導入を目指します。

エ 競走場及び場外舟券売場の ATM の撤去

【現 状】

競走場及び場外舟券売場は、平成 31 年度から順次、競走場及び場外舟券売場に設置されている全ての ATM について、キャッシング機能の廃止又は ATM の撤去を行い、場内におけるキャッシングサービスを廃止しており、尼崎市モーターボート競走場においては、平成 30 年 3 月末で ATM を撤去しています。

(3) モーターボート競走における相談・治療の取組

ア ギャンブル依存症予防回復支援センター等における相談体制の強化

【現 状】

○ 相談窓口の明示・周知

インターネット投票サイトに相談窓口の案内を掲載し、また、施行者は、全ての競走場及び場外舟券売場のウェブサイトにも相談窓口の連絡先を掲載（平成 29 年 8 月）することにより、相談窓口を明示・周知しています。

○ 相談対応体制の整備

競走場及び場外舟券売場にギャンブル等依存症の担当者を配置（平成 29 年 7 月）するとともに、依存症相談窓口運用マニュアルを整備（平成 29 年 12 月）しています。

【課 題】

支援センターについては、競走場及び場外舟券売場におけるポスター、リーフレット、ウェブサイト等で周知してきましたが、相談体制の更なる強化を図るため、更なる周知に着手する必要があります。

【対 策】

地域の包括的な連携協力体制に施行者等が参画し、地域の相談・治療機関と

の緊密な連携に努め、それぞれの依存症対策の改善に向けた検討に活用します。

(4) モーターボート競走における依存症対策の体制整備

ア 従業員教育の推進、ギャンブル等依存症対策統括管理者の設置等による体制強化

【現 状】

競走場及び場外舟券売場にギャンブル等依存症の担当者を配置（平成 29 年 7 月）し、担当者向けの研修を実施（平成 29 年 9 月）するとともに、依存症相談窓口運用マニュアルを整備（平成 29 年 12 月）しており、また、競走場及び場外舟券売場において、ギャンブル等依存症対策に係る責任者を配置しています。

【課 題】

知識の向上や理解を深める従業員教育を行うため、ギャンブル等依存症の担当者向けの研修を随時行っているが、依存症担当以外の従業員に対する研修は行っていません。

ギャンブル等依存症対策は各施行者が実施するが、モーターボート競走におけるギャンブル等依存症対策（相談対応等）が競走場や場外舟券売場ごとに異なることのないよう運用する必要があります。

【対 策】

ギャンブル等依存症に対する責任ある従業員教育を実施するとともに、人事異動等による一時的な対応レベルの低下が生じないように、ギャンブル等依存症の担当者（初任者）への研修を充実させます。

イ 各施行者における「ギャンブル等依存症対策実施規程」の制定

【現 状】

各施行者において、モーターボート競走実施に係る規程について必要な改正を行う（平成 30 年 4 月）とともに、全施協において策定した入場規制ガイドライン（平成 30 年 7 月）に基づき、ギャンブル等依存症の相談窓口における運用マニュアルを作成（平成 30 年 7 月以降順次）しました。

【課 題】

これまで、ギャンブル等依存症対策は、既存の規程を改正するとともに、マニュアル、ガイドライン等を別々に制定しているが、有益に活用するため

に見直しが必要です。

【対 策】

ギャンブル等依存症対策に係る規程、マニュアル等をより一層有益に活用するため、体系的に整理します。

そのために、全施協は、モーターボート競走における画一的なギャンブル等依存症対策を実施するため、平成31年度に、モーターボート競走関係団体と連携して、ギャンブル等依存症対策に必要な規程の精査及び取りまとめ方法等についての検討に着手し、さらに、令和3年度までに、ギャンブル等依存症対策に係る既存の規程等を体系的に整理するとともに、施行者における「ギャンブル等依存症対策実施規程」を整備します。

4 兵庫県遊技業協同組合における取組について

(1) 兵庫県遊技業協同組合における広告・宣伝の在り方

ア 全国的な指針の策定による広告・宣伝の抑制

【現 状】

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号。以下「風営適正化法」という。）第16条において、ぱちんこ営業者は、その営業につき、営業所周辺における清浄な風俗環境を害するおそれのある方法で広告・宣伝をすることが禁止されており、ぱちんこ業界においては、同法で禁止される広告・宣伝が行われないう、広告・宣伝の内容に関する自主規制の策定などの取組が行われています。

また、依存（のめり込み）問題の発生を未然に防ぐため、平成26年10月、業界団体が定めた共通標語「パチンコ・パチスロは適度に楽しむ遊びです。のめり込みに注意しましょう。」をぱちんこ営業所のチラシ等に一定の大ききで掲載する取組を開始しました。その後策定された「パチンコ店における依存（のめり込み）問題対応ガイドライン」及び「パチンコ店における依存（のめり込み）問題対応運用マニュアル」（以下「依存（のめり込み）問題対応ガイドライン等」という。）においては、ぱちんこへの依存問題の相談機関であるリカバリーサポート・ネットワーク（以下「RSN」という。）の相談窓口と併せ、共通標語のテレビ、ラジオ、新聞、折込チラシなどの各種媒体における活用、ぱちんこ営業所経営企業及びぱちんこ営業所のウェブサイトにおける掲載、ぱちんこ営業所内のデジタルサイネージ*における表示等を促すなど、ぱちんこへの依存防止対策を推進しています。

また、依存症対策の一環として、「子どもの車内放置事故防止」を強力に進めており、

- 子どもの車内放置事故防止マニュアルを作成して、店員による定期的な駐車場等の巡回
- 定期的な店内放送による注意喚起の徹底等を行ったことにより、去年は、5件の車内放置を発見して事故の未然防止を図るなどの成果が出ています。

【課 題】

ギャンブル等依存症により不幸な状況に陥る人をできるだけ少なくする必要性が指摘される中、広告・宣伝がぱちんこへの依存問題の発生を抑止に資するものとなるよう指針を策定する必要があります。

【対 策】

現在運用している依存（のめり込み）問題対応ガイドライン等における広告・宣伝に係る規定を基に、平成31年度に、業界において策定することとしているぱちんこへの依存防止対策に係る実施規程により、広告・宣伝に取り組みます。

同指針には、テレビ、ラジオ、新聞、折込チラシなどの各種媒体における広告・宣伝について、注意喚起の文言を一般の方が十分に視認できるよう、

一定の文字の大きさと秒数を確保するなどの表現方法の基準等について盛り込むことが検討されています。

イ 普及啓発の推進

【現 状】

ぱちんこ業界においては、かねてよりぱちんこへの依存問題に関する啓発活動を実施してきており、RSNの相談窓口告知ポスター、依存対策啓発ステッカー等の掲示を推進するとともに、ぱちんこへの依存防止対策の専門員である「安心パチンコ・パチスロアドバイザー」（以下「アドバイザー」という。）を配置し、リーフレット等を活用して、RSN、自己申告プログラム・家族申告プログラム及び保健所・精神保健福祉センター等の紹介を行う取組を進めています（平成29年4月）。

また、ぱちんこへののめり込みを防止するための共通標語を策定し、RSNの相談窓口と併せ、共通標語のテレビ、ラジオ、新聞、折込チラシなどの各種媒体における活用、ウェブサイトにおける掲載、デジタルサイネージにおける表示等を促すなど、ぱちんこへの依存防止対策を推進しています。

【課 題】

ウェブサイト等において、ぱちんこへの依存問題に関して注意喚起を実施しているが、その抑止につながる知識の普及といった観点での取組が必要です。

【対 策】

参議院・内閣委員会におけるギャンブル等依存症対策基本法案に対する附帯決議第5項も踏まえ、業界において、SNS等も効果的に活用し、ぱちんこへの依存問題の発生の抑止につながる知識の普及啓発を図ります。

具体的には、啓発週間を中心に、客に対するリーフレットなどの啓発資料を配布し、青少年を含む一般向けの取組を実施することにより、ぱちんこへの依存問題やその対策について広く普及啓発を図ります。

また、自助グループや支援団体と連携し、自助グループや民間団体のパンフレット、その活動チラシなどを配置し、ギャンブル等依存症対策の普及啓発を図ります。

(2) 兵庫県遊技業協同組合におけるアクセス制限等

ア 自己申告プログラムの周知徹底、本人同意のない家族申告による入店制限の導入等

【現 状】

ぱちんこ業界では、ぱちんこ営業所の顧客会員システムを活用して、客が1日の遊技使用上限金額等を自ら申告し、設定値に達した場合、ぱちんこ営業所の従業員が当該客に警告する「自己申告プログラム」の普及に取り組んでおり、同プログラムの導入店舗数は、平成30年12月末時点で、2,195店舗まで拡大しています。そのうち、兵庫県内では150店舗（令和2年10月15日現在）が導入しています。

同プログラムは、平成27年10月から運用を開始し、当初は申告対象が1日の遊技使用上限金額にとどまっていたところ、平成29年12月からは、申告対象を1日の遊技時間や1か月の遊技回数、入店の制限にも拡大するとともに、利用者の同意を得た家族からの申告に基づき、当該利用者のぱちんこ営業所への入店を制限する取組（「家族申告プログラム」）も開始しています。

また、令和2年3月制定の最新マニュアルにおいて、家族申告による入店制限プログラムの申込み時に遊技者本人の同意書を不要とする要件を追加しました。

【課題】

自己申告プログラム・家族申告プログラムの導入店舗数が更に拡大するよう、引き続き、両プログラムの普及に取り組む必要があります。また、両プログラムを必要とする利用者やその家族にとって利用しやすい環境の構築も求められています。

【対策】

平成31年度に、利用者本人の同意のない家族からの申告に基づく入店制限について導入を開始するとともに、自己申告プログラム・家族申告プログラム両プログラムの普及に向けた取組を検討・実施します。

また、令和3年度までに、両プログラムへの申告に当たり、ウェブサイトから申込書の様式を入手できるようにすることや、複数店舗に申告する際の書類作成などの手続に係る負担の軽減に資する取組を実施するとともに、顔認証システムの活用に係るモデル事業等、申告対象者の把握を容易にする取組についても検討します。

イ 入店した客に対する身分証明書による年齢確認の実施

【現状】

風営適正化法第22条第1項第5号において、18歳未満の者をぱちんこ営業所に客として立ち入らせることは禁止されており、従業員の巡回、監視カメラの設置等を実施し、18歳未満の者と思われる者を把握した場合は年齢確認を行っているほか、ぱちんこ営業所の賞品提供場所に年齢確認シートを備え、賞品提供時に、18歳以上かどうか判別が難しい客に対して指差し確認を求め、年齢確認を実施する取組を行っています（平成29年5月）。

【課 題】

18歳未満の者のぱちんこ営業所への立入りを防ぐ取組を更に推進するためには、客の年齢確認に当たり、身分証明書の提示を求め、応じない客を退店させるなどの対応が適切であると考えられます。依存（のめり込み）問題対応ガイドライン等には、18歳未満の者の立入禁止の徹底について記載はあるものの、客の年齢確認時の身分証明書の提示について明記されていません。

【対 策】

平成31年度に、18歳未満の可能性があると認められる者に対し身分証明書による年齢確認を原則として実施する方法について検討します。

(3) 兵庫県遊技業協同組合における施設内の取組

ア ぱちんこ営業所のATM等の撤去等

【現 状】

一部のぱちんこ営業所には、客の利便性向上等を図る観点から、ATMが設置されています。そのATMについては、キャッシング機能やローン機能を有しておらず、1日3万円、1か月8万円の利用制限が設けられています。

また、一部のぱちんこ営業所では、デビットカード*によりぱちんこができるシステムが導入されています（1日3万円の利用制限あり。）。

【課 題】

兵庫県内のぱちんこ営業所では、ATMは設置されておりませんが、一部の営業所では、デビットカードシステムの利用によりぱちんこをすることが可能となっています。

【対 策】

平成31年度に、ぱちんこ営業所のデビットカードシステムの撤去等に向けた検討に着手し、その結果に基づき順次、撤去等を推進します。

イ 出玉規制を強化した遊技機の普及、出玉情報等を容易に確認できる遊技機の開発・導入

【現 状】

ぱちんこへの依存問題に係る実態を踏まえ、客の過度な遊技を抑制するため、出玉規制の強化等を内容とする風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行規則（昭和60年国家公安委員会規則第1号。以下「施行規則」という。）及び遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則（昭和60年国家

公安委員会規則第 4 号。以下「遊技機規則」という。) の改正規則を制定し、平成 30 年 2 月から施行しました。出玉規制の強化等に係る改正事項は、以下のとおりです。

○ 出玉規制の強化

ぱちんこ遊技機について、施行規則に規定する著しく射幸心をそそるおそれのある遊技機の基準として、平均的な遊技時間（4 時間）における遊技機の遊技球獲得性能に係る基準を新設し、4 時間にわたり遊技球を連続して発射させた場合において獲得できる遊技球の数が発射させた遊技球の数の 1.5 倍を超えることがある性能を有する遊技機であること等を規定するとともに、遊技機規則に規定する遊技球の獲得に係る遊技機の性能に関する技術上の規格として、遊技球の試射試験を 4 時間行った場合において、獲得する遊技球数の総数が発射させた遊技球数の総数の 1.5 倍に満たないものであること等を追加しました。

既存の 1 時間、10 時間に係る基準及び技術上の規格についても、4 時間の規制と同程度の厳しさとなるよう見直しを行い、改正前の 3 分の 2 程度の水準としました。

回胴式遊技機、アレンジボール遊技機及びじゃん球遊技機についても、ぱちんこ遊技機と同様に 4 時間（回胴式遊技機は、1,600 回遊技）における遊技球等獲得性能に係る基準の新設等を行いました。

○ 大当たり出玉規制の強化

いわゆる大当たりとは、役物連続作動装置の作動により、通常の遊技時に比べて大量の遊技球等の獲得が可能となる状態をいうものであるが、ぱちんこ遊技機について、役物連続作動装置の性能に係る基準を見直し、当該装置の作動により獲得できる遊技球数の上限を 2,400 個から 1,500 個へと引き下げました。

回胴式遊技機についても、役物連続作動装置の性能に係る基準を見直し、当該装置の作動により獲得できる遊技メダル数の上限を 480 枚（遊技球数にあつては、2,400 個）から 300 枚（遊技球数にあつては、1,500 個）へと引き下げるなどしました。

○ 出玉情報等を容易に確認できる遊技機に係る規格の追加

遊技機の射幸性が過度に高まることを防止するため、出玉情報等を容易に確認できる遊技機に係る規格を定めました。

また、ぱちんこ業界の自主的な取組として、ぱちんこ営業所において出玉情

報等を確認するための装置を遊技機に付加する取組が、回胴式遊技機については平成 28 年 10 月から、ぱちんこ遊技機については平成 30 年 2 月から、それぞれ実施されています。

【課 題】

本規則改正における経過措置が終了するまでに、出玉規制を強化され射幸性が抑制された改正後の規則に適合する遊技機へ全て入れ替える必要があります。

また、遊技機規則の改正により規格を追加した出玉情報等を容易に確認できる遊技機については、現在、業界において、導入に向けた検討を行っているところです。

【対 策】

改正規則の経過措置が終了する平成 33 年春までに、出玉規制が強化され射幸性が抑制された改正後の規則に適合する遊技機に全て入れ替えることに万全を尽くします。

(4) 兵庫県遊技業協同組合における相談・治療の取組

ア 自助グループをはじめとする民間団体等に対する経済的支援

【現 状】

現在、ぱちんこ業界においては、RSN に対して、ぱちんこ営業者団体、遊技機製造業者団体、遊技機販売業者団体等からなる「パチンコ・パチスロ産業 21 世紀会」（以下「21 世紀会」という。）が支援金を拠出するとともに、ぱちんこ営業所から従業員を外向させ相談業務の補助等を行わせる取組（平成 29 年 5 月）に関する経費も 21 世紀会が負担するなど、ぱちんこへの依存問題に係る団体への支援が行われています。

【課 題】

ギャンブル等依存症である者等が支え合って回復を図る活動等を行っている民間団体等に対しては、現在、業界として十分な支援ができていないことから、今後は、ギャンブル等依存症である者等に対して、相談段階のみならず、回復・予防段階においても支援を行うなど、重層的かつ多段階的な取組を推進することとします。

【対 策】

業界において、専門の機関を設置し、毎年度、公募に基づく審査を行い、

回復支援施設への補助など、ギャンブル等依存症である者等が支え合って回復を図る活動等を行っている民間団体等に対する支援を実施するとともに、その実績について報告書を作成・公表します。

イ ぱちんこへの依存問題に詳しい専門医等の紹介

【現 状】

業界では、RSN を設立し、ぱちんこへの依存等についての電話相談を受け付け、必要に応じて医療機関、精神保健福祉センター等を紹介しています。

また、各営業所においても、客やその家族からぱちんこへの依存（のめり込み）についての相談があった場合、アドバイザーが、必要に応じて、「安心パチンコ・パチスロリーフレット」を活用するなどして、RSN、精神保健福祉センターなどの相談機関等を紹介しています。

【課 題】

ぱちんこへの依存問題を抱える人に、必要に応じ専門医等を紹介することにより、専門性の高い医療等をより身近で受けられる環境を作る必要があります。

【対 策】

県が選定した依存症専門医療機関等の情報を安心パチンコ・パチスロリーフレットに付加し周知を図るなど、ぱちんこへの依存問題を抱える人が適切な医療等を受けることを容易にする環境を整えます。

ウ リカバリーサポート・ネットワーク (RSN) の相談体制の強化及び機能拡充のための支援

【現 状】

ぱちんこへの依存問題の相談機関である RSN は、平成 18 年 4 月に全日遊連の支援により設立され、ぱちんこへの依存等についての電話相談を受け付け、必要に応じて医療機関、精神保健福祉センター等を紹介しています。平成 23 年度からは、21 世紀会による支援に移行しており、ぱちんこ業界全体で RSN の活動を支えています。

また、ぱちんこへの依存問題を抱える人の家族からの相談をより多く受け付けられるよう、RSN において相談を受け付けていることについての家族に対する情報発信を強化するため、ぱちんこ営業所の広告に、のめり込みに対する注意喚起標語とともに、RSN の相談窓口を掲載する取組を進めており、その際、ぱちんこ営業者が容易に広告に RSN の相談窓口を掲載することができるよう、紹介用のフォーマットを業界団体のウェブサイトに掲載しています。そ

のほか、ぱちんこ営業所に RSN の相談窓口を掲載したリーフレットを置いて周知を図っています。

このような広報・周知の取組等を推進したこと等により、RSN への相談件数は増加傾向にあります。

【課題】

RSN に係る広報・周知の取組等により、今後、相談件数が一層増加することが予想され、これに適切に対応できる体制を確保する必要があります。

【対策】

令和 3 年度までの基本計画の期間内において、RSN への相談状況に応じ、適正な人員配置など、RSN の相談体制・機能の充実・強化が図られるよう、業界において支援を実施します。

(5) 兵庫県遊技業協同組合における依存症対策の体制整備

ア 「安心パチンコ・パチスロアドバイザー」による依存防止対策の強化

【現状】

ぱちんこ業界においては、平成 29 年 4 月、ぱちんこへの依存防止対策の専門員として、ぱちんこ営業所にアドバイザーを配置するための取組を開始しました。アドバイザーとして、ぱちんこ営業所において、ぱちんこへの依存問題に関する相談等に対応するものであり、平成 30 年 12 月までに 3 万人以上が修了証の発行を受けるなど、取組を推進しています。

「安心パチンコ・パチスロアドバイザー」の配置

平成 29 年 10 月から、パチンコ店の店長をはじめとする従業員を対象に「安心パチンコ・パチスロアドバイザー講習」を受講させ、しており、受講修了証を交付している。

昨年末までに延べ 28 回開催し、1,533 名、1 店舗平均 3.84 人が受講しており、今後も受講者を増加させ、依存問題対策に的確に対応させることとしています。

【課題】

業界団体においては、講習受講者の増加を図るとともに、アドバイザーの活動ツールとして、『安心パチンコ・パチスロアドバイザー』活動の手引き(Q&A) (以下「手引き」という。)、告知ポスター及びリーフレットを作成するなどの取組を推進しており、引き続き、アドバイザーがぱちんこ営業所にお

ける依存防止対策の専門員として適切な活動を行うことができるよう取り組んでいく必要があります。

【対 策】

令和3年度までに、手引きの内容を充実させるなど、アドバイザーの運用の改善方策について検討・実施します。

イ ぱちんこへの依存防止対策に係る実施規程の制定

【現 状】

ぱちんこ業界では、各ぱちんこ営業所向けに、依存（のめり込み）問題対応ガイドライン等を策定し、ぱちんこへの依存防止対策についての従業員への教育、相談窓口ポスターの店内掲示、初心者への適度な遊技方法の案内等を推進するなど、ぱちんこへの依存防止対策に取り組んでいます。

【課 題】

ぱちんこへの依存防止対策の一層の推進を図るため、依存（のめり込み）問題対応ガイドライン等を有益に活用するための見直しが必要であります。

【対 策】

令和元年度に、現在運用している依存（のめり込み）問題対応ガイドライン等を基に、ぱちんこへの依存防止対策に係る実施規程として「依存問題対策要綱」（仮称）を制定・公表し、ぱちんこへの依存防止対策の一層の推進を図ります。同要綱には、広告・宣伝に係る指針、18歳未満の者のぱちんこ営業所への立入りを防ぐ取組等を盛り込むこととします。

また、毎年度、同要綱に基づく対策の実施状況について、報告書を作成・公表します。

5 その他の取組について

(1) 競 輪

【現 状】

経済産業省が所管する自転車競技法に基づく公営競技。1948年、福岡県の小倉競輪場で開催されたのが初めてで、日本発祥の競技です。現在、全国で43箇所の競輪場があります。かつて兵庫県内にも、西宮競輪場、甲子園競輪場がありました。県内に競輪場はありません。

しかし、場外車券売場が、三木市に「サテライト阪神」設置され、2018年、姫路市に「サテライト姫路」が開設され、県内に2箇所設置されています。

【課 題】

競輪関係の中央団体では、他の公営競技と同様に様々な取組みを実施し、検討されている。県内2箇所の場外車券売場の状況等把握する必要があります。

【対 策】

競輪関係事業者のヒアリング等実施し、実態把握のうえ、連携関係の構築を図ります。

(2) オートレース

【現 状】

経済産業省が所管する小型自動車競争法に基づく公営競技。1950年に船橋オートレース場で初めて開催された。現在、全国で5場あります。

兵庫県では、競輪と併用で三木市の「サテライト阪神」場外車券売場として、設置されています。

【課 題】

オートレース関係の中央団体では、他の公営競技と同様に様々な取組みを実施し、検討されている。県内唯一の場外車券売場の状況等把握する必要があります。また、電話投票による売り上げが伸びており、その県内の状況に留意する必要があります。

【対 策】

オートレース関係事業者のヒアリング等実施し、実態把握のうえ、連携関係の構築を図ります。

(3) 違法な賭博

【現 状】

賭博は、刑法第 185 条によって「50 万円以下の罰金または科料に処する」と規定されている違法行為です。

賭博は、何らかの偶然性によって勝敗を決め、勝ったものが金銭等を得て、負けたものが失うと考えられます。

麻雀は、その人の技術が勝敗に影響する部分もあるが、100%予測を的中させることはできません。偶然の要因もあるため、その結果に金銭を賭ける麻雀は賭け麻雀として、違法な行為と判断されます。

【課 題】

賭け麻雀、或いは、賭けゴルフ、野球賭博など、公にされているわけではなく、実態を把握することが非常に困難であると考えます。実態把握できる方法があるのか、また、賭け麻雀等におけるギャンブル等依存症との関係も把握する必要があります。

【対 策】

警察とも協力し、賭け麻雀は違法なものであることを、このギャンブル等依存症対策を推進する中で普及啓発するとともに、ギャンブル等依存症へ予防対策も講じる必要があります。

(4) I R

【現 状】

平成 28 年 12 月に成立した特定複合観光施設区域の整備の推進に関する法律（平成 28 年法律第 115 号）いわゆる IR 整備法によって、カジノを含む統合リゾート（IR）の誘致が進められています。

特に、近隣の大阪府・大阪市、和歌山県が積極的に誘致を進めています。

ただ、政治家を巻き込んだ汚職事件、新型コロナ禍の影響により、当所の予定より遅れることが余儀なくされています。国の方針では、最大で 3 箇所認めることとされています。

【課 題】

隣接する大阪府・大阪市で整備されることになれば、兵庫県への影響も相当なものになります。今後、その影響を想定した施策展開も検討する必要があります。

本計画においても 3 年ごとの見直しを図られることから、IR の影響も加味

した計画に見直す必要があります。

【対 策】

今後、関係機関との連携のうえでも IR 対策も想定した意見交換等していく必要があります。

第4章 今後の重点的な取組

まず、ギャンブル等依存症に対して、行政職員のほか、医療、福祉、法律等の各分野の専門家も含めて、一般に意思の問題、自己責任で解決すべき問題と考えられていることや、本人自身も「否認の病」と言われるように、問題があることや、病気であることを認めないといったことがあるため、支援につながり難い現状があることから、正しい理解促進への普及啓発を図る必要があります。

次に、ギャンブル等依存症に関連して生ずる問題は、多重債務、貧困、虐待、自殺、犯罪等の問題等、非常に多岐に渡ることから、有効な支援施策展開するためには、その連携体制の構築をすることによって、総合的な取組を進めます。

三つ目に、ギャンブル等依存症対策の基本計画として、目標設定に必要となるギャンブル等依存症者の数、治療の必要な者の数など基礎データが整っていないため、計画策定後も県内におけるギャンブル依存症の実態把握やデータ蓄積に努め、国が実施する実態調査の結果も勘案し、明確な目標が設定できるよう努めることとします。

1 ギャンブル等依存症に対する正しい理解の促進

ギャンブル等にのめり込んだ者に対し、自己責任であるとの認識が根強いこと、「否認の病」と言われるように本人が問題や病気を認めないことから支援につながりにくい、このためギャンブル等依存症が精神疾患であることの正しい理解を周知し、必要な支援につなげる必要があります。

2 地域支援ネットワークの構築

ギャンブル等依存症は、多重債務、貧困、虐待、自殺、犯罪等のそれに関連して生じる問題が広く存在します。その対策を講じるには、関係機関の連携体制の構築が必要不可欠です。

3 ギャンブル等依存症問題の実態把握

現時点では、国の策定した基本計画においても、今後、実態把握に努めることが記載されているように、その実態把握が必ずしも十分ではありません。このため、国の実態調査を参考にするとともに、県内の状況については、県民モニター等を活用し実態把握に努め、今後の計画の見直し時により具体的な目標設定に資する必要があります。

ギャンブル等依存症関係相談窓口

ギャンブル等依存症対策には、依存症、多重債務、貧困、虐待、自殺、犯罪等多岐にわたる関連問題が存在します。それぞれの問題ごとに相談窓口を整理し、有機的な連携に資することとします。

1 依存症に関する相談機関

相談機関名	電話番号	相談日/時間	内容
ひょうご・こうべ依存症対策センター	078-251-5515 短縮 #7330	火～金曜日 9:30～11:30 13:00～15:30	問題点の整理、専門医や自助グループなどの案内
G A 日本インフォメーションセンター(JIC)	046-240-7279	最終日曜日 11:00～15:00	当事者のミーティング開催
一般社団法人ギャマノン 日本サービスオフィス	03-6659-4879	月・木曜日 11:00～15:00	ミーティング会場案内
N P O 法人全国ギャンブル依存症家族の会	090-1404-3327	家族の会は各地で開催しています。 https://gdfam.org/ でご確認ください。	

2 心の健康に関する相談機関

相談機関名	電話番号	相談日/時間	内容
兵庫県精神保健福祉センター	078-252-4980	火～土曜日 8:45～17:30	心の悩みや精神的な病気、社会復帰の相談、依存症の相談
兵庫県こころの健康電話相談	078-252-4987	火～土曜日 9:30～11:30 13:00～15:30	心の悩みや精神的な病気、社会復帰の相談など

3 心と体の健康に関する相談機関

相談機関名	電話番号	内容
芦屋健康福祉事務所	0797-32-0707	開所日時 月～金曜日 9:00～17:30 *祝日、年末年始除く 来所・電話 心の病気、ストレス、ひきこもりなど精神保健福祉に関する相談
宝塚健康福祉事務所	0797-62-7307	
伊丹健康福祉事務所	072-785-7874	
加古川健康福祉事務所	079-422-0003	
加東健康福祉事務所	0795-42-9367	
中播磨健康福祉事務所	0790-22-1234	
龍野健康福祉事務所	0791-63-5142	
赤穂健康福祉事務所	0791-43-2321	
豊岡健康福祉事務所	0796-26-3672	
朝来健康福祉事務所	079-672-6870	
丹波健康福祉事務所	0795-73-3767	
洲本健康福祉事務所	0799-26-2060	

4 多重債務・経済問題等に関する相談機関

相談機関名	電話番号	相談日／時間	内容
近畿財務局 金融サービス利用者 保護推進グループ	06-6949-6523	月～金曜日 9:00～12:00 13:00～17:00	多重債務全般
神戸財務事務所総務課	078-391-6941	毎月 第3水曜日 9:30～17:00	多重債務全般
兵庫県消費生活 総合センター	078-303-0999	月～金曜日 9:00～16:30	消費生活について 様々な相談
兵庫県弁護士会総合法 律センター（神戸相談 所）	078-341-1717	（多重債務相談） 月～金曜日 10:00～12:00 13:00～16:00	多重債務 弁護士による面談 での法律相談
兵庫県弁護士会総合法 律センター（阪神相談 所）	06-4869-7613	（多重債務相談） 金曜日 13:00～16:00	多重債務 弁護士による面談 での法律相談
兵庫県司法書士会（兵庫 県司法書士会総合相談 センター）	予約電話 078-341-2755 （平日 9 時～ 17 時）	毎週金曜日 （祝日休み）	債権整理ほか

5 配偶者等からの暴力に関する相談機関

相談機関名	電話番号	相談日／時間	内容
兵庫県立女性家庭 センター（配偶者暴力相 談支援センター）	078-732-7700	毎日 （土日・祝日含む） 9:00～21:00	D V や離婚につい ての匿名相談
兵庫県立男女共同参画 センター・イーブン	（女性のためのなや み相談） 078-360-8551	月～土曜日 9:30～12:00 13:00～16:30	女性が抱える様々 な悩み
兵庫県立男女共同参画 センター・イーブン	（男性のためのなや み相談） 078-360-8553	月2回 （第1・3火曜日） 17:00～19:00	男性臨床心理士が 家庭、職場、人間関 係等の相談対応
兵庫県警 トーカー・D V 相談電話	078-361-2110 短縮 #9110	24時間	トーカー・D V 被害に 関する悩み事

6 児童虐待に関する相談機関（児童虐待防止24時間ホットライン）

こども家庭センター	電話番号	管轄市町
中央こども家庭センター	078-921-9119	加古川市、西脇市、三木市、高砂市、小野市、加西市、加東市、多可町、稲美町、播磨町、洲本市、南あわじ市、淡路市
西宮こども家庭センター	0798-74-9119	尼崎市、西宮市、芦屋市
川西こども家庭センター	072-759-7799	伊丹市、宝塚市、川西市、三田市、猪名川町、丹波篠山市、丹波市
姫路こども家庭センター	079-294-9119	姫路市、相生市、たつの市、赤穂市、宍粟市、神河町、市川町、福崎町、太子町、上郡町、佐用町
豊岡こども家庭センター	0796-22-9119	豊岡市、養父市、朝来市、香美町、新温泉町
神戸市こども家庭センター 神戸市児童虐待夜間休日相談	078-382-2525 078-382-1900	神戸市
明石こどもセンター	078-918-5726	明石市

7 自殺防止に関する相談機関

相談機関名	電話番号	相談日/時間	内容
兵庫県いのちと心のサポートダイヤル	078-382-3566	月～金曜日 18:00～翌8:30 土・日曜・祝日 24時間	相談機関の少ない夜間、休日に本人や家族の相談に応じる
神戸いのちの電話	078-371-4343	平日 8:30～20:30 祝日 8:30～16:00 土曜 8:30～ 翌日曜 16:00 第2,3,4金曜 8:30～土曜 全日～日曜 16:00	電話相談
はりまいのちの電話	079-222-4343	年中無休 14:00～1:00	自殺予防のための相談電話（匿名可）

用語集

頁	牽引	用語	説明
P 1	あ	ICD-11 (国際疾病分類)	国際疾病分類とは、WHO（世界保健機関）が作成した、世界中の疾病、傷害および死因の統計分類。正式には「疾病及び関連保健問題の国際統計分類」という名称であり、ICDと略される。
P 4	え	疫学調査	積極的疫学調査とは、感染症などの様々な病気について、発生した集団感染の全体像や病気の特徴などを調べることで、今後の感染拡大防止対策に用いることを目的として行われる調査です。国内では保健所や、国立感染症研究所などの公的な機関によって行われる。
P 8	き	ギヤマノン	ギャンブル等依存症の問題の影響を受けた家族等のための自助グループ。ミーティングを県内各所で開催している。
P 8	き	ギャンブラーズ・アノニマス	GAと呼ばれる。本人同士によるギャンブル等依存症からの回復を目指す全国規模の自助グループ。ミーティングを県内各所で開催している。
P 1	き	ギャンブル等依存症	精神疾患のひとつに分類され、医学的な呼称は「ギャンブル障害 Gambling Disorder」(DSM-5 精神障害の診断と統計マニュアル)、2017年までは「病的賭博 Pathological gambling」(ICD-10 国際疾病分類は、世界保健機関 (WHO) が死因や疾病の国際的な統計基準として公表している分類) の呼称も使われた。ICD-11では、「ギャンブル症」と呼称。本計画では、基本法に示された「ギャンブル等依存症」で統一している。

P 25	け	ゲートキーパー	自殺の危険を示すサインに気づき、適切な対応（悩んでいる人に気づき、声をかけ、話を聞いて、必要な支援につなげ、見守る）を図ることができる人のことで、言わば「命の門番」とも位置付けられる人。
P 8	こ	国立研究開発法人 日本医療研究開発 機構（AMED）	医療分野の研究開発の基礎から実用化までの一貫した推進体制の構築、成果の円滑な実用化に向けた体制の充実、研究開発の環境整備を総合的に行うことを目的としている。また、これまで進んでいなかった産学など各機関の連携や治験や創薬などの実用化に力を入れるとされる。
P 4	こ	行動嗜癖	行動嗜癖、プロセス嗜癖、過程嗜癖とは、嗜癖の一形態であり、当人の身体的、精神的、社会的、金銭的な幸福に対してネガティブな結果を招くにも関わらず、報酬刺激をもたらす非薬物関連行動へ強迫的に従事している状態。自然報酬とも呼ばれている。
P 4	こ	コントロール障害	自分の意思でやめられない病気
P 1	し	自助グループ・民間 団体	依存症者等本人或いは家族等が集まり「言いつばなし、聴きつばなし」のミーティング開催している。 民間団体は、活動の幅が広く、相談や啓発イベント等にも取り組んでいる。
P 7	し	シームレス	途切れのない、継ぎ目のない、縫い目のない、などの意味

P 4	し	射幸行為	偶然に得られる成功や利益を当てにすること。「—行為」
P47	て	デジタルサイネージ	表示と通信にデジタル技術を活用して平面ディスプレイやプロジェクタなどによって映像や文字を表示する情報・広告媒体である。
P50	て	デビットカード	カードでの支払いと同時にご自身の銀行口座から引き落としがされる仕組みのカード。銀行口座から現金を引き出さずに支払いができる利便性や、銀行口座の残高以上にお金を使いすぎる心配がない。

参 考 资 料

法律第七十四号

ギャンブル等依存症対策基本法

目 次

第一章 総則（第一条—第十一条）

第二章 ギャンブル等依存症対策推進基本計画等（第十二条・第十三条）

第三章 基本的施策（第十四条—第二十三条）

第四章 ギャンブル等依存症対策推進本部（第二十四条—第三十六条）

附 則

第一章 総則

（目的）

第一条 この法律は、ギャンブル等依存症がギャンブル等依存症である者等及びその家族の日常生活又は社会生活に支障を生じさせるものであり、多重債務、貧困、虐待、自殺、犯罪等の重大な社会問題を生じさせていることに鑑み、ギャンブル等依存症対策に関し、基本理念を定め、及び国、地方公共団体等の責務を明らかにするとともに、ギャンブル等依存症対策の基本となる事項を定めること等により、ギャンブル等依存症対策を総合的かつ計画的に推進し、もって国民の健全な生活の確保を図るとともに、国民が安心して暮らすことのできる社会の実現に寄与することを目的とする。

（定義）

第二条 この法律において「ギャンブル等依存症」とは、ギャンブル等（法律の定めるところにより行われる公営競技、ぱちんこ屋に係る遊技その他の射幸行為をいう。第七条において同じ。）にのめり込むことにより日常生活又は社会生活に支障が生じている状態をいう。

（基本理念）

第三条 ギャンブル等依存症対策は、次に掲げる事項を基本理念として行われなければならない。

一 ギャンブル等依存症の発症、進行及び再発の各段階に応じた防止及び回復のための対策を適切に講ずるとともに、ギャンブル等依存症である者等及びその家族が日常生活及び社会生活を円滑に営むことができるように支援すること。

二 ギャンブル等依存症対策を講ずるに当たっては、ギャンブル等依存症が、多重債務、貧困、虐待、自殺、犯罪等の問題に密接に関連することに鑑み、ギャンブル等依存症に関連して生ずるこれらの問題の根本的な解決に資するため、これらの問題に関する施策との有機的な連携が図られるよう、必要な配慮がなされるものとする。

(アルコール、薬物等に対する依存に関する施策との有機的な連携への配慮)
第四条 ギャンブル等依存症対策を講ずるに当たっては、アルコール、薬物等に対する依存に関する施策との有機的な連携が図られるよう、必要な配慮がなされるものとする。

(国の責務)

第五条 国は、第三条の基本理念にのっとり、ギャンブル等依存症対策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

(地方公共団体の責務)

第六条 地方公共団体は、第三条の基本理念にのっとり、ギャンブル等依存症対策に関し、国との連携を図りつつ、その地域の状況に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(関係事業者の責務)

第七条 ギャンブル等の実施に係る事業のうちギャンブル等依存症の発症、進行及び再発に影響を及ぼす事業を行う者（第十五条及び第三十三条第二項において「関係事業者」という。）は、国及び地方公共団体が実施するギャンブル等依存症対策に協力するとともに、その事業活動を行うに当たって、ギャンブル等依存症の予防等（発症、進行及び再発の防止をいう。以下同じ。）に配慮するよう努めなければならない。

(国民の責務)

第八条 国民は、ギャンブル等依存症問題（ギャンブル等依存症及びこれに関連して生ずる多重債務、貧困、虐待、自殺、犯罪等の問題をいう。以下同じ。）に関する関心と理解を深め、ギャンブル等依存症の予防等に必要な注意を払うよう努めなければならない。

(ギャンブル等依存症対策に関連する業務に従事する者の責務)

第九条 医療、保健、福祉、教育、法務、矯正その他のギャンブル等依存症対策に関連する業務に従事する者は、国及び地方公共団体が実施するギャンブル等依存症対策に協力し、ギャンブル等依存症の予防等及び回復に寄与するよう努めなければならない。

(ギャンブル等依存症問題啓発週間)

第十条 国民の間に広くギャンブル等依存症問題に関する関心と理解を深めるため、ギャンブル等依存症問題啓発週間を設ける。

- 2 ギャンブル等依存症問題啓発週間は、五月十四日から同月二十日までとする。
- 3 国及び地方公共団体は、ギャンブル等依存症問題啓発週間の趣旨にふさわしい事業が実施されるよう努めるものとする。

(法制上の措置等)

第十一条 政府は、ギャンブル等依存症対策を実施するため必要な法制上又は財政上の措置その他の措置を講じなければならない。

第二章 ギャンブル等依存症対策推進基本計画等

(ギャンブル等依存症対策推進基本計画)

第十二条 政府は、ギャンブル等依存症対策の総合的かつ計画的な推進を図るため、ギャンブル等依存症対策の推進に関する基本的な計画（以下「ギャンブル等依存症対策推進基本計画」という。）を策定しなければならない。

- 2 ギャンブル等依存症対策推進基本計画に定める施策については、原則として、当該施策の具体的な目標及びその達成の時期を定めるものとする。
- 3 内閣総理大臣は、ギャンブル等依存症対策推進基本計画の案につき閣議の決定を求めなければならない。
- 4 政府は、ギャンブル等依存症対策推進基本計画を策定したときは、遅滞なく、これを国会に報告するとともに、インターネットの利用その他適切な方法により公表しなければならない。
- 5 政府は、適時に、第二項の規定により定める目標の達成状況を調査し、その結果をインターネットの利用その他適切な方法により公表しなければならない。
- 6 政府は、ギャンブル等依存症に関する状況の変化を勘案し、並びに第二十三条に規定する調査の結果及びギャンブル等依存症対策の効果に関する評価を踏まえ、少なくとも三年ごとに、ギャンブル等依存症対策推進基本計画に検討を加え、必要があると認めるときには、これを変更しなければならない。
- 7 第三項及び第四項の規定は、ギャンブル等依存症対策推進基本計画の変更について準用する。

(都道府県ギャンブル等依存症対策推進計画)

第十三条 都道府県は、ギャンブル等依存症対策推進基本計画を基本とするとともに、当該都道府県の実情に即したギャンブル等依存症対策の推進に関する計画（以下この条において「都道府県ギャンブル等依存症対策推進計画」という。）を策定するよう努めなければならない。

- 2 都道府県ギャンブル等依存症対策推進計画は、医療法（昭和二十三年法律第二百五号）第三十条の四第一項に規定する医療計画、健康増進法（平成十四年法律第百三号）第八条第一項に規定する都道府県健康増進計画、アルコール健康障害対策基本法（平成二十五年法律第百九号）第十四条第一項に規定する都道府県アルコール健康障害対策推進計画その他の法令の規定による計画であつてギャンブル等依存症対策に関連する事項を定めるものと調和が

保たれたものでなければならない。

- 3 都道府県は、当該都道府県におけるギャンブル等依存症に関する状況の変化を勘案し、並びに第二十三条に規定する調査の結果及び当該都道府県におけるギャンブル等依存症対策の効果に関する評価を踏まえ、少なくとも三年ごとに、都道府県ギャンブル等依存症対策推進計画に検討を加え、必要があると認めるときには、これを変更するよう努めなければならない。

第三章 基本的施策

(教育の振興等)

第十四条 国及び地方公共団体は、国民がギャンブル等依存症問題に関する関心と理解を深め、ギャンブル等依存症の予防等に必要な注意を払うことができるよう、家庭、学校、職場、地域その他の様々な場におけるギャンブル等依存症問題に関する教育及び学習の振興並びに広報活動等を通じたギャンブル等依存症問題に関する知識の普及のために必要な施策を講ずるものとする。

(ギャンブル等依存症の予防等に資する事業の実施)

第十五条 国及び地方公共団体は、広告及び宣伝、入場の管理その他の関係事業者が行う事業の実施の方法について、関係事業者の自主的な取組を尊重しつつ、ギャンブル等依存症の予防等が図られるものとなるようにするために必要な施策を講ずるものとする。

(医療提供体制の整備)

第十六条 国及び地方公共団体は、ギャンブル等依存症である者等がその居住する地域にかかわらず等しくその状態に応じた適切な医療を受けることができるよう、ギャンブル等依存症に係る専門的な医療の提供等を行う医療機関の整備その他の医療提供体制の整備を図るために必要な施策を講ずるものとする。

(相談支援等)

第十七条 国及び地方公共団体は、精神保健福祉センター（精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和二十五年法律第二百二十三号）第六条第一項に規定する精神保健福祉センターをいう。第二十条において同じ。）、保健所、消費生活センター（消費者安全法（平成二十一年法律第五十号）第十条の二第一項第一号に規定する消費生活センターをいう。第二十条において同じ。）及び日本司法支援センター（総合法律支援法（平成十六年法律第七十四号）第十三条に規定する日本司法支援センターをいう。第二十条において同じ。）における相談支援の体制の整備その他のギャンブル等依存症である者等及びその家族に対するギャンブル等依存症問題に関する相談支援等を推進するために必要な施策を講ずるものとする。

(社会復帰の支援)

第十八条 国及び地方公共団体は、ギャンブル等依存症である者等の円滑な社会復帰に資するよう、就労の支援その他の支援を推進するために必要な施策を講ずるものとする。

(民間団体の活動に対する支援)

第十九条 国及び地方公共団体は、ギャンブル等依存症である者等が互いに支え合ってその予防等及び回復を図るための活動その他の民間団体が行うギャンブル等依存症対策に関する自発的な活動を支援するために必要な施策を講ずるものとする。

(連携協力体制の整備)

第二十条 国及び地方公共団体は、第十四条から前条までの施策の効果的な実施を図るため、第十六条の医療機関その他の医療機関、精神保健福祉センター、保健所、消費生活センター、日本司法支援センターその他の関係機関、民間団体等の間における連携協力体制の整備を図るために必要な施策を講ずるものとする。

(人材の確保等)

第二十一条 国及び地方公共団体は、医療、保健、福祉、教育、法務、矯正その他のギャンブル等依存症対策に関連する業務に従事する者について、ギャンブル等依存症問題に関し十分な知識を有する人材の確保、養成及び資質の向上のために必要な施策を講ずるものとする。

(調査研究の推進等)

第二十二条 国及び地方公共団体は、ギャンブル等依存症の予防等、診断及び治療の方法に関する研究その他のギャンブル等依存症問題に関する調査研究の推進並びにその成果の普及のために必要な施策を講ずるものとする。

(実態調査)

第二十三条 政府は、三年ごとに、ギャンブル等依存症問題の実態を明らかにするため必要な調査を行い、その結果をインターネットの利用その他適切な方法により公表しなければならない。

第四章 ギャンブル等依存症対策推進本部

(設置)

第二十四条 ギャンブル等依存症対策を総合的かつ計画的に推進するため、内閣に、ギャンブル等依存症対策推進本部（以下「本部」という。）を置く。

(所掌事務)

第二十五条 本部は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 ギャンブル等依存症対策推進基本計画の案の作成及び実施の推進に関する

ること。

- 二 関係行政機関がギャンブル等依存症対策推進基本計画に基づいて実施する施策の総合調整及び実施状況の評価に関すること。
- 三 前二号に掲げるもののほか、ギャンブル等依存症対策で重要なものの企画及び立案並びに総合調整に関すること。
 - 2 本部は、次に掲げる場合には、あらかじめ、ギャンブル等依存症対策推進関係者会議の意見を聴かななければならない。
 - 一 ギャンブル等依存症対策推進基本計画の案を作成しようとするとき。
 - 二 前項第二号の評価について、その結果の取りまとめを行おうとするとき。
 - 3 前項（第一号に係る部分に限る。）の規定は、ギャンブル等依存症対策推進基本計画の変更の案の作成について準用する。

（組織）

第二十六条 本部は、ギャンブル等依存症対策推進本部長、ギャンブル等依存症対策推進副本部長及びギャンブル等依存症対策推進本部員をもって組織する。

（ギャンブル等依存症対策推進本部長）

第二十七条 本部の長は、ギャンブル等依存症対策推進本部長（以下「本部長」という。）とし、内閣官房長官をもって充てる。

- 2 本部長は、本部の事務を総括し、所部の職員を指揮監督する。

（ギャンブル等依存症対策推進副本部長）

第二十八条 本部に、ギャンブル等依存症対策推進副本部長（以下「副本部長」という。）を置き、国务大臣をもって充てる。

- 2 副本部長は、本部長の職務を助ける。

（ギャンブル等依存症対策推進本部員）

第二十九条 本部に、ギャンブル等依存症対策推進本部員（次項において「本部員」という。）を置く。

- 2 本部員は、次に掲げる者（第一号から第十号までに掲げる者にあつては、副本部長に充てられたものを除く。）をもって充てる。

- 一 国家公安委員会委員長
- 二 内閣府設置法（平成十一年法律第八十九号）第十一条の特命担当大臣
- 三 内閣府設置法第十一条の二の特命担当大臣
- 四 総務大臣
- 五 法務大臣
- 六 文部科学大臣
- 七 厚生労働大臣
- 八 農林水産大臣

九 経済産業大臣

十 国土交通大臣

十一 前各号に掲げる者のほか、本部長及び副本部長以外の国务大臣のうちから、本部の所掌事務を遂行するために特に必要があると認める者として内閣総理大臣が指定する者

(資料提供等)

第三十条 関係行政機関の長は、本部の定めるところにより、本部に対し、ギャンブル等依存症に関する資料又は情報であつて、本部の所掌事務の遂行に資するものを、適時に提供しなければならない。

2 前項に定めるもののほか、関係行政機関の長は、本部長の求めに応じて、本部に対し、本部の所掌事務の遂行に必要なギャンブル等依存症に関する資料又は情報の提供及び説明その他必要な協力を行わなければならない。

(資料の提出その他の協力)

第三十一条 本部は、その所掌事務を遂行するため必要があると認めるときは、地方公共団体、独立行政法人（独立行政法人通則法（平成十一年法律第百三号）第二条第一項に規定する独立行政法人をいう。）及び地方独立行政法人（地方独立行政法人法（平成十五年法律第百十八号）第二条第一項に規定する地方独立行政法人をいう。）の長並びに特殊法人（法律により直接に設立された法人又は特別の法律により特別の設立行為をもって設立された法人であつて、総務省設置法（平成十一年法律第九十一号）第四条第一項第九号の規定の適用を受けるものをいう。）の代表者に対して、資料の提出、意見の表明、説明その他必要な協力を求めることができる。

2 本部は、その所掌事務を遂行するために特に必要があると認めるときは、前項に規定する者以外の者に対しても、必要な協力を依頼することができる。

(ギャンブル等依存症対策推進関係者会議)

第三十二条 本部に、第二十五条第二項（同条第三項において準用する場合を含む。）に規定する事項を処理するため、ギャンブル等依存症対策推進関係者会議（次条において「関係者会議」という。）を置く。

第三十三条 関係者会議は、委員二十人以内で組織する。

2 関係者会議の委員は、ギャンブル等依存症である者等及びその家族を代表する者、関係事業者並びにギャンブル等依存症問題に関し専門的知識を有する者のうちから、内閣総理大臣が任命する。

3 関係者会議の委員は、非常勤とする。

(事務)

第三十四条 本部に関する事務は、内閣官房において処理し、命を受けて内閣

官房副長官補が掌理する。

(主任の大臣)

第三十五条 本部に係る事項については、内閣法（昭和二十二年法律第五号）にいう主任の大臣は、内閣総理大臣とする。

(政令への委任)

第三十六条 この法律に定めるもののほか、本部に関し必要な事項は、政令で定める。

附 則

(施行期日)

1 この法律は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

(検討)

2 本部については、この法律の施行後五年を目途として総合的な検討が加えられ、その結果に基づいて必要な措置が講ぜられるものとする。

3 前項に定める事項のほか、この法律の規定については、この法律の施行後三年を目途として、この法律の施行状況等を勘案し、検討が加えられ、必要があると認められるときは、その結果に基づいて所要の措置が講ぜられるものとする。

※施行日：平成三十年十月五日

兵庫県ギャンブル等依存症対策推進計画（仮称）検討委員会設置要綱

（設置）

第1条 兵庫県におけるギャンブル等依存症対策推進計画（以下「計画」という。）を策定するため、兵庫県ギャンブル等依存症対策策推進計画（仮称）検討委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

（所掌事務）

第2条 委員会は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 計画の策定に関すること。
- (2) その他計画の策定に係る必要な事項の検討に関すること。

（組織）

第3条 委員会は、16人以内の委員で組織する。

（任期）

第4条 委員会の任期は、令和3年3月31日までとする。

（会長）

第5条 委員会に会長を置く。

- 2 会長は、委員の互選によって定める。
- 3 会長は、会務を総括し、委員会を代表する。
- 4 会長に事故等があるとき、又は会長が欠けたときは、あらかじめ会長の指名する委員が、その職務を行う。

（会議）

第6条 委員会の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集する。

- 2 委員会は、委員の過半数の出席がなければ、会議を開くことができない。
- 3 委員は、事故その他のやむを得ない理由により会議に出席できないときは、代理人を出席させることができる。この場合において、欠席する委員は会議が開催される前に、委任状を会長に提出しなければならない。
- 4 会長が必要と認めたときは、会議に委員以外の者（以下、「特別委員」）の出席を求めることができる。

（守秘義務）

第7条 委員は、委員会で知り得た情報を正当な理由なく漏らしてはならない。

また、その職を退いた後も同様とする。

(謝金)

第8条 委員(県の職員である委員を除く。)が会議に出席したときは、別に定めるところにより、謝金を支給する。

2 第6条第3項の規定に基づき、代理人が会議に出席したときは、代理人に対して委員と同額の謝金を支給する。

3 第6条第4項の規定に基づき、特別委員が会議に出席したときは、特別委員に対して委員と同額の謝金を支給する。

(旅費)

第9条 委員、代理人及び特別委員が会議に出席したときは、職員等の旅費に関する条例(昭和35年兵庫県条例第44条)及び「旅行依頼に伴う旅費支給に関する職務級の法定基準(昭和61年1月9日人第543号)」の規定に基づく旅費を支給する。

(庶務)

第10条 委員会の庶務は、健康福祉部障害福祉局いのち対策室において処理する。

(補則)

第11条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関して必要な事項は別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和2年7月16日から施行する。

(招集の特例)

2 この要綱の施行の日以降最初に開かれる会議は、第6条第1項の規定にかかわらず、健康福祉部障害福祉局いのち対策室長が招集する。

別表（第3条関係）

兵庫県ギャンブル等依存症対策推進計画（仮称）検討委員会委員

氏名	所属・役職	備考
野田 哲朗	兵庫教育大学大学院学校教育研究科 教授	学識者
曾良 一郎	神戸大学大学院医学研究科 教授	
西岡 敏成	元関西国際大学教授	
山本 訓也	兵庫県精神科病院協会（垂水病院長）	医療機関
田中 禎	兵庫県精神神経科診療所協会（ただしメンタルクリニック院長）	
奥原 大樹	神戸新聞社 論説委員	マスコミ
北岡 祐子	兵庫県精神保健福祉士協会 会長	保健・福祉
柿本 裕一	兵庫県保健所長会	
吉田 哲也	兵庫県弁護士会	債務問題
大西 行美	兵庫県消費者団体連絡協議会 常任理事	消費者問題
田中 紀子	(公社)ギャンブル依存症問題を考える会 代表	支援団体
I K	ギャマノン（家族会）	自助グループ
三好 憲治	兵庫県競馬組合 事務局 総務部次長	関係事業者
谷盛 文啓	尼崎市公営企業局ポートレース事業部開催運営課係長	
甚田 郁雄	兵庫県遊技業協同組合 専務理事	
酒井 ルミ	兵庫県精神保健福祉センター 所長	行政

(特別委員)

井上 高之	兵庫県司法書士会 理事	債務問題
相田 与朗	J R A 阪神競馬場 副場長	関係事業者

ギャンブル等依存症対策 地域支援ネットワーク イメージ図

目 標

ギャンブル等依存症で
苦しむことのない
安心できる社会の実現

関係事業者

- ・日本中央競馬会
- ・兵庫県競馬組合
- ・尼崎市モーターボート競走
- ・兵庫県遊技業協同組合

- ・市町生活保護担当窓口
- ・県健康福祉事務所

- ・こども家庭センター
- ・女性家庭センター
- ・男女共同参画センター
- ・県警本部

ひょうご・こうべ依存症対策センター
(精神保健福祉センター)

- ・県警察本部

家族支援

相談支援

連携・協力

相談支援

家族支援

- ・消費生活総合センター
- ・県弁護士総合法律センター
- ・兵庫県司法書士会

治療支援

回復支援

連携・協力

依存症専門医療機関
(神戸大学医学部附属病院)

- ・精神保健福祉センター
- ・こころの健康相談
- ・県健康福祉事務所
- ・市町精神保健福祉窓口
- ・いのちの電話

自助グループ・支援団

- ・GA
- ・ギャンノン
- ・ギャンブル依存症問題を考える会

